

外国居民 大野城市 生活信息指南



Joe's NEWS (乔的新闻)
※面向外国公民的公报「大野城」的
英文节选。

大野城市公关公仔
Ono Joe

目 录

项 目	内 容	页
在留・证明	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民基本台帐・在留卡 ■ 居住地的有关手续 ■ 住民票・印章的登录 ■ 个人编号制度 ■ 居住地以外的有关手续 ■ 在留卡等的返还 	1-
国民健康保险 医疗	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民健康保险 ■ 医疗制度 ■ 后期高龄者医疗制度 	9
国民养老金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 对象者 ■ 保险费 ■ 申请书 ■ 支付国民养老金 	11
看护保险	<ul style="list-style-type: none"> ■ 对象者 ■ 看护保险的服务 ■ 保险费 	13
教育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学・初中的入学转学手续 ■ 未来教室指南针・残障儿童的指导教室 ■ 教育援助金 ■ 教育咨询 	15-
日常生活	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自来水・下水道・煤气・电气・电话 ■ 市营・县营住宅 ■ 垃圾的处理方法 ■ 地区活动 ■ 消费生活 ■ 回收利用・宠物 ■ 驾驶证 	19-
税金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市县民税 ■ 轻型汽车税 ■ 其他税金的咨询 ■ 固定资产税・都市计划税 ■ 国民健康保险税 	25
健康・健康诊察	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康手册 ■ 节假日・夜间值班医生 ■ 儿童疫苗接种 ■ 高龄者疫苗接种（流行性感冒・高龄者肺炎球菌） ■ 母子健康 ■ 成人健康咨询 ■ 各种健康教室 ■ 接受诊疗时能使用外语的医院 ■ 定期健诊・健康测定 	27-
福利・育儿	<ul style="list-style-type: none"> ■ 儿童・母子・父子福利制度 ■ 高龄者福利制度 ■ 高龄者・残障者・残障儿童补助金 ■ 提供给残障者和残障儿童的设施和服务・社会福利协议会的服务 ■ 残障儿童福利制度 ■ 残障者福利制度 	47-
紧急状态	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事件・事故等 ■ 使用公共电话紧急通报的方法 ■ 火灾・大伤・急病等 ■ 通报例子 	59
各种咨询	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活 ■ 医疗信息 ■ 劳动咨询 ■ 健康咨询 ■ 在留手续等 ■ 法律咨询 ■ 留学生的生活咨询（就业等） ■ 心理咨询 ■ 人权咨询 	61-
其他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活礼仪 ■ 志愿者日语教室 	65-
各设施电话号码	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共设施等 ■ 国家・县的设施 ■ 邮局・电报 ■ 幼儿园 ■ 社区中心 ■ 警察・消防 ■ 学校 ■ 留守家庭儿童保育所 ■ 公民馆・集会所 ■ 交通 ■ 保育所 ■ 急救医院 	69-
问诊表	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内科・消化器科・心血管科・呼吸器科・神经内科・泌尿系统科 专用的 	79-

目 次

項 目	内 容	ページ
在留・証明	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民基本台帳・在留カード ■ 住居地に関する手続き ■ 住民票・印鑑登録 ■ マイナンバー（個人番号） ■ 住居地以外の手続き ■ 在留カード等の返納 	2-
国民健康保険 医 療	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民健康保険 ■ 医療制度 ■ 後期高齢者医療制度 	10
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 ■ 保険料の納付方法 ■ 届出 ■ 国民年金の給付 	12
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 ■ 介護保険のサービス ■ 保険料 	14
教 育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小・中学校の入学・転校 ■ 未来教室コンパス・障がいのある子どもたちのための教室 ■ 教育相談 ■ 教育援助 ■ 教育相談 	16-
住まいと暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道・下水道・ガス・電気・電話 ■ 市営・県営住宅 ■ ごみの出し方 ■ 地域活動 ■ 消費生活 ■ リサイクル・ペット ■ 運転免許証 	20-
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市県民税 ■ 軽自動車税 ■ その他の税金の問い合わせ・相談先 ■ 固定資産税・都市計画税 ■ 国民健康保険税 	26
健康・健診	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康パンフレット ■ 休日夜間当番医 ■ 子どもの予防接種 ■ 高齢者の予防接種(インフルエンザ・高齢者肺炎球菌) ■ 母子の健康 ■ 健康教室 ■ 外国語で診療できる病院 ■ 成人の健康相談 ■ 定期健（検）診・健康度測定 	28-
福祉・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童・母子・父子の福祉制度 ■ 高齢者の福祉制度 ■ 高齢者・障がい者・障がい児の手当 ■ 障がい者や障がい児のための施設及びサービス・社会福祉協議会のサービス ■ 障がい児の福祉制度 ■ 障がい者の福祉制度 	48-
緊 急 時	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事件・事故など ■ 公衆電話からかけるには… ■ 火災・大けが・急病など ■ 通 報 例 	60
相 談	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活一般 ■ 医療情報 ■ 労働相談 ■ 健康相談 ■ 在留手続き等 ■ 法律相談 ■ 留学生の生活相談（就職等） ■ 心理カウンセリング ■ 人権相談 	62-
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活上のマナー ■ ボランティアによる日本語教室 	66-
各施設電話番号	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設など ■ 国・県の施設 ■ 郵便局・電報 ■ 幼稚園 ■ コミュニティセンター ■ 警察・消防 ■ 学校 ■ 留守家庭児童保育所 ■ 公民館・集会所 ■ 交通 ■ 保育所 ■ 救急病院 	70-
問 診 表	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・神経内科・泌尿器科 用 	79-

在留・证明

住民基本台帳・在留卡

住在日本的外国居民，登录住民基本台帐后，发行给与“在留卡”。
但是，以下①～⑤者除外。

- ①「3个月」以下的签证资格者
- ②「短期滞留」的签证资格者
- ③「外交」或「公用」的签证资格者
- ④「特定活动」的签证资格者，台湾日本关系协会的日本事务所、以及巴勒斯坦驻日总代理处的职员或家属
- ⑤ 不持有任何在留资格者

※特别永住者也要登录住民基本台帐，但是发行“特别永住者证明书”取代“在留卡”。

“在留卡”的发行（包含再发行）、签证资格的变更和更新、再入国许可的申请等，请咨询地方出入国在留管理局。

【咨询】

◆在留卡：福冈出入国在留管理局

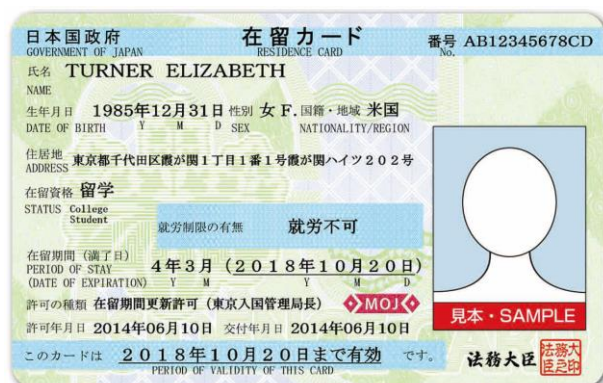
福冈县福冈市中央区舞鹤3丁目5番25号

福冈第一法务综合厅舍

TEL 092-717-5420(代表)

◆特别永住者证明书：综合窗口中心 TEL 092-580-1844

★希望用汉字登录印章时，必须在您的在留卡上并记汉字的姓名。关于在留卡上并记汉字的方法，请咨询出入国在留管理局。已经用汉字登录印章的人，更新在留卡的时候，应该申请并记汉字的姓名。否则，被删除您的印章登录。



在 留 ・ 証 明

住民基本台帳・在留カード

日本に滞在する外国人は、住民基本台帳に記載され、在留カードが発行されます。ただし、次の①～⑤に該当する人は除きます。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所もしくは、駐日パレスチナ総代表部の職員または家族
- ⑤在留資格を有しない人

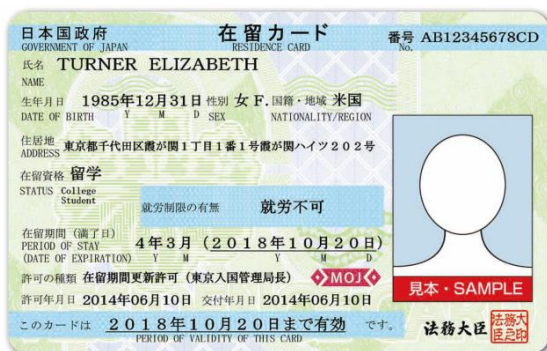
※特別永住者も住民基本台帳に記載されますが、在留カードではなく特別永住者証明書が発行されます。

在留カードの発行（再発行を含む）、在留資格等の変更・更新、再入国許可の申請等は、地方出入国在留管理局で受け付けています。

【問い合わせ先】

- ◆在留カード：福岡出入国在留管理局
福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号
福岡第1法務総合庁舎
Tel 092-717-5420(代)
- ◆特別永住者証明書：総合窓口センター Tel 092-580-1844

★漢字で印鑑登録を希望される場合は、在留カードに漢字併記名が記載されている必要があります。在留カードに漢字併記名を記載する方法は出入国在留管理局にお問い合わせください。すでに漢字併記名で印鑑登録されている方が、在留カードの更新時に漢字併記を申請しなかった場合は、印鑑登録が抹消されますので、お気をつけ下さい。



居住地的有关手续

(窗口: 综合窗口中心 Tel 092-580-1842)

事由	所需材料	申请期限	备考
入境后	◆护照 ◆在留卡 (入境时如果在机场或海港没有取得就不需要)	确定住址后 14 天以内	关于各种申请的手续, 有必要准备的物品, 请各自参照以下说明 ◆国民健康保险 ◆后期高龄者医疗制度 ◆医疗制度 ◆儿童补助金 ◆儿童抚养补助金 ◆小学、初中的入学转学 ※仅限持有个人编号卡的人
由于签证资格的变更, 初次取得在留卡	◆在留卡	签证资格变更后 14 天以内	
从市外的迁入	◆在留卡 ◆迁出证明书 ※已使用个人编号卡办理迁出的无需提交。 ◆个人编号卡	确定住址后 14 天以内	
在市内的迁居	◆在留卡 ◆个人编号卡		
迁出市外(包含国外)	◆在留卡 ※迁出国外时 ◆个人编号卡	从搬家预定日的两个星期前就可以办理	

※如果有住民基本台帐卡的话, 办迁出, 迁入, 搬家的手续的时候, 请带过来。



居住地以外的有关手续

(窗口: 综合窗口中心 Tel 092-580-1844)

事由	所需材料	申请期限	备考
结婚	◆婚姻申请书 ◆护照或国籍证明书 ◆出生证明书 ◆婚姻要件具备证明书等, 或婚姻证明书等		外国语的文件请全部翻译为日语(包含翻译者的署名)。(日本方式办理相关手续时)
离婚	协议离婚时: ◆离婚申请书 ◆在留卡・特别永住者证明书或住民票 ◆护照或国籍证明书 ◆与日本人离婚时, 需提交日本人的住民票(居民登记地为大野城市的无需提交。) ◆外国夫妻请提供证明夫妻关系的材料。 法院判决离婚时: ◆离婚申请书 ◆调解书或判决书的誊本及确认书		
出生	◆出生申请书和出生证明书 ◆母子健康手册	出生后 14 天以内(包含出生当天)	外国籍的新生儿, 出生后超过 60 天留在日本时, 30 天内办理取得签证资格的手续。
死亡	◆死亡报告和死亡诊断书	从知道死亡的事实七天以内	外国人死亡时, 除了向市政府出具死亡报告, 还需要向自己的国家报告。详情请咨询本国政府。

※以上的记载内容, 根据国籍不同以及基准法会有变动。另外, 有可能需要办理其它的有关手续, 请事前咨询市区町村的政府机关。

※办以上的手续后, 还需要向自己的国家报告。详情请咨询本国政府。可在市政府办理受理证明书、记载事项证明书。

住居地に関する手続き

(窓口：総合窓口センター TEL 092-580-1842)

事由	必要なもの	申請期間	備考
外国から入国したとき	◆パスポート ◆在留カード(入国時に空港で受け取っていない場合は不要)	住居地を定めた日から14日以内	各種申請に伴い、下記に関する手続きが必要な人は、それぞれのページをご覧ください。 ◆国民健康保険 ◆後期高齢者医療制度 ◆医療制度 ◆児童手当 ◆児童扶養手当 ◆小・中学校の入学・転校 ※マイナンバーカード(個人番号カード)は持っている人のみ
在留資格変更によって初めて在留カードを取得したとき	◆在留カード	在留資格変更から14日以内	
市外から転入したとき	◆在留カード ◆転出証明書 ※マイナンバーカードを使った転出の届出をした場合は必要ありません。 ◆マイナンバーカード(個人番号カード)	住居地を定めた日から14日以内	
市内で転居したとき	◆在留カード ◆マイナンバーカード(個人番号カード)		
市外(国外を含む)へ転出するとき	◆在留カード ※国外転出の場合 ◆マイナンバーカード(個人番号カード)	転出予定日の2週間程度前から	

※「転入・転出・転居をされる方で、住民基本台帳カードをお持ちの方は、手続きの際に一緒にお持ちください。

住居地以外の手続き

(窓口：総合窓口センター TEL 092-580-1844)



事由	必要なもの	申請期間	備考
婚姻	◆婚姻届出用紙 ◆パスポートまたは国籍証明書 ◆出生証明書 ◆婚姻要件具備証明書等または婚姻証明書等		外国語で書かれた書類は、全て日本語訳文(翻訳者の署名を含む)が必要です。(日本の方式で届出をするとき)
離婚	協議離婚の場合 ◆離婚届出用紙 ◆在留カード・特別永住者証明書または住民票の写し ◆パスポート又は国籍証明書 ◆日本人との離婚の場合はその日本人の住民票(住民登録地が大野城市の場合は不要) ◆外国人夫婦の場合は夫婦関係を証する書面 裁判離婚の場合 ◆離婚届出用紙 ◆調停調書の謄本または審判もしくは判決の謄本と確定証明書		
出生	◆出生届出用紙および出生証明書 ◆母子健康手帳	生まれてから14日以内(生まれた日を含む)	生まれた子が外国籍で、生まれてから60日をこえて日本に在留する場合は、30日以内に在留資格取得の手続きを行う必要があります。
死亡	◆死亡届出用紙および死亡診断書	死亡の事実を知った日から7日以内	外国人の方が亡くなられた場合、市役所に死亡届を出されても、本国への報告は別に必要です。詳しくは本国にご確認ください。

※上記は一例で、国籍や準拠法により必要なものや記載内容が異なります。また、他の手続きが必要な場合がありますので、事前に市区町村役場にお尋ねください。

※上記手続き後、別に本国への報告が必要となる場合があります。本国に必要な書類を確認してください。受理証明書や、記載事項証明書を市役所で取得することができます。

住民票・印章登录

(窗口：综合窗口中心 TEL 092-580-1842)

事由	所需材料	费用	备考
住民票	◆在留卡	1份 300日元	2012年(平成24年)7月8日为止，取消外国人登录原票记载事项证明书。如果需要证明书，请咨询法务省。 TEL 03-3580-4111 (分机 2034)
	◆个人编号卡 ※便利店也可领取。	1份 250日元	
印章的登录	◆在留卡 ◆登录用印章	300日元	同时交付大野城市民卡给您。 请注意有的印章无法登录。 请事先咨询综合窗口中心。
印章登录证明书	◆大野城市民卡或印章登录证	1份 300日元	可在窗口填写申请表办理、也可使用带有密码的个人编号卡在终端机上获取。
	◆个人编号卡 ※便利店也可领取	1份 250日元	
登录印章的变更	◆大野城市民卡或印章登录证 ◆在留卡 ◆新的印章	免费	持有印章登录证者可以变更为大野城市民卡。
大野城市民卡、印章登录证丢失时的再发行	◆在留卡 ◆登录用印章	500日元	可以只办理挂失手续 紧急情况时，请打电话告知停止发行。

★也可在地区行政中心办理

办理窗口：南部地区行政中心

TEL092-596-0917

：中央地区行政中心

TEL092-573-3151

：东部地区行政中心

TEL092-504-1433

：北部地区行政中心

TEL092-513-0226

在留卡等的返还

因以下原因失去中长期签证资格的外国居民及其亲属，请在14天内返还在留卡。

事由	返还方法
出境 (有再入国许可者除外)	在出境时的机场或海港返还
死亡、取得日本国籍后	直接到福冈出入国在留管理局返还，或邮寄返还给东京出入国在留管理局台场分室(邮编 135-0064 东京都江东区青 2-7-11 东京港湾合同厅舍 9楼) ※请在信封上标记「在留カード返納」

住民票・印鑑登録

(窓口：総合窓口センター TEL 092-580-1842)

事由	必要なもの	料金	備考
住民票の取得	◆在留カード	1通 300円	2012（平成 24）年7月8日まで発行していた外国人登録原票記載事項証明書はなくなりました。この証明書が必要となった場合は、法務省にお問い合わせください。 TEL 03-3580-4111(内線 2034)
	◆マイナンバーカード ※コンビニエンスストアでも可	1通 250円	
印鑑の登録	◆在留カード ◆登録する印鑑	300円	大野城市民カードが交付されます。印鑑によっては登録できない場合がありますので、事前に総合窓口センターに確認してください。
印鑑登録証明書の取得	◆大野城市民カード または印鑑登録証	1通 300円	窓口で申請書を記入して取得することができますが、暗証番号が設定されたカードを使用して、端末機で取得することもできます。
	◆マイナンバーカード ※コンビニエンスストアでも可	1通 250円	
登録した印鑑の変更	◆大野城市民カード または印鑑登録証 ◆在留カード ◆新たに登録する印鑑	無料	印鑑登録証を持っている人は、大野城市民カードに切り替わります。
大野城市民カード・印鑑登録証亡失による再発行	◆在留カード ◆登録する印鑑	500円	亡失の届け出のみも受け付けています。緊急の場合は電話による発行停止もできます。

★地域行政センターでも手続きできます。 窓口：南地域行政センター TEL092-596-0917
：中央地域行政センター TEL092-573-3151
：東地域行政センター TEL092-504-1433
：北地域行政センター TEL092-513-0226

在留カード等の返納

下記の事由で中長期在留者でなくなった外国人住民本人または親族等は、14日以内に在留カードを返納してください。

事由	返納方法
出国（再入国許可を除く）	出国時に出国する空海港で返納
死亡・日本国籍取得	福岡出入国在留管理局に直接持って行くか、または東京出入国在留管理局おだいば分室（〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階）に郵送して返納 ※封筒に「在留カード返納」と記載

个人编号制度（社会保障、税务编号）

由国外迁入本市并进行居民登录的人，将会在家收到一封标有个人编号通知的简易挂号信件。今后在日本办理各种手续时会经常使用，请妥善保管。迁入时，可以同时申请个人编号卡。

关于个人编号制度多语种电话咨询窗口

<个人编号呼叫中心>

◆个人编号制度、个人编号卡官方网站、公共资金领取账户登记系统

TEL: 0 1 2 0 - 0 1 7 8 - 2 6 （免费电话）

（对应语言：英语、汉语、韩语、西班牙语、葡萄牙语、越南语、泰语、印度尼西亚语、他加禄语、尼泊尔语）

工作日：上午 9:30 - 下午 8:00。

周六、周日和公共节假日：上午 9:30 - 下午 5:30

（除年底和新年假期）。

◆个人编号卡、电子证书、个人编号通知卡或通知卡丢失或被盗而暂时停止使用个人编号卡

TEL: 0 1 2 0 - 0 1 7 8 - 2 7 （免费电话）

支持语言：英语、中文、韩语、西班牙语、葡萄牙语。

上午 8:30 - 下午 8:00

支持语言：泰语、尼泊尔语、印度尼西亚语、越南语、他加禄语

上午 9:00 - 下午 6:00

<大野城市政府 自治团体文化科>

TEL: 092-580-1876

（日语 英语）※星期六、日、节假日、12月29日~次年1月3日除外、上午 8:00 - 下午 5:00。

E-mail: shakai@city.onojo.fukuoka.jp（日语、英语、汉语、韩语）

マイナンバー（個人番号）

国外からの転入により住民登録をした方には、ご自宅に個人番号を通知する書類が簡易書留にて届くことがあります。この書類は、日本国内での様々な手続きに使用する大事なものです。転入時にマイナンバーカードを申請することもできます。

外国語でのマイナンバー制度に関するお問い合わせ

<マイナンバーコールセンター>

- ◆マイナンバー制度、マイナポータル、公金受取口座登録制度に関すること

TEL: 0120-0178-26 (フリーダイヤル)

対応言語: 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語

平日: 午前9時30分～午後8時

土日祝: 午前9時30分～午後5時30分

(年末年始を除く)

- ◆マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カードまたは、紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止

TEL: 0120-0178-27 (フリーダイヤル)

対応言語: 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語

午前8時30分～午後8時

対応言語: タイ語、ネパール語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語

午前9時～午後6時

<大野城市役所 コミュニティ文化課>

TEL: 092-580-1876

(日本語・英語のみ、土・日・祝、12月29日～1月3日を除く、午前8時～午後5時)

E-mail: shakai@city.onojo.fukuoka.jp (日本語・英語・中国語・韓国語)

国民健康保险・医疗

国民健康保险

有登录为大野城市居民，没有加入工作单位的健康保险者，必须加入国民健康保险。

国民健康保险是以一户主为单位，请各户主为家庭成员申请加入。

（窗口：国保年金科 Tel 092-580-1846）

事由	所需材料	申请期限	备考
加入的情况 ◆迁入大野城市时 ◆脱离工作单位的健康保险时 ◆有新生儿时 ◆废止了生活保障时	◆在留卡，特别永住者证明书 ◆护照 ◆工作单位的健康保险的资格丧失证明书 ※仅限脱离原工作单位健康保险时	变更资格内容后14天以内（14天以内，不能准备需要文件等的时候，准备需要文件后，请立刻申请。）	◆拖迟加入保险的申请，也必须缴纳涉及到的保险费。 ◆整个家庭加入的情况，请出示家庭成员的外国人登录证明以及护照。
停止加入的情况 ◆迁出大野城市时 ◆加入了工作单位的健康保险时 ◆国民健康保险的加入者死亡时 ◆开始接受生活保障时	◆证明加入工作单位健康保险的相关材料 （资格确认书・资格信息等 相关通知） ◆工作单位的健康保险证 ※只有加入工作单位的健康保险时。		
保险金支付内容 ◆接受医疗机关的诊疗时，自己负担的30%医疗费。（根据年龄和收入的不同有负担20%的情况） ◆被保险人产婴或死亡时			

后期高龄者医疗制度

后期高龄者医疗制度是75岁以上的老年人加入的健康保险。

（窗口：长寿支援科 Tel 092-580-1847）

对象者	保险费	保险金申请内容
◆75岁以上的老年人 ◆有一定残疾的65岁以上的老年人 （有接受生活保障者除外）	所有的被保险人必需交纳 （原则上是从养老金中扣除）	◆接受医疗机关的诊疗时，总医疗费用当中自付的百分比是10%。（根据收入的不同有负担20%或30%的情况） ◆被保险人死亡时等情况

医疗制度

对于儿童、重度残障者、单亲家庭等（有接收生活保障者除外）有对应的医疗费助成金，但是个人也要负担一部分。请事先到市政府申请医疗证才能使用助成金，否则由于申请的延迟，会有一段期间不能受领医疗费助成金。

（窗口：国保年金科 Tel 092-580-1847）

对应制度	对象者	备考
儿童医疗	中学3年级以下的儿童	领取重度残障者医疗或单亲家庭医疗的人除外。
重度残障者医疗	◆1级、2级身体残疾者手册 ◆疗育手册A ◆3级身体残疾者手册并且IQ36以上50以下 ◆精神障碍保健福祉手册1级 ◆因智力残疾而领取伤残基本抚恤金（1级）的人员。 ◆因智力残疾而领取特殊儿童抚养补助金（1级）的人员。	除外3岁未滿的人。 有收入限制的条件。
单亲家庭医疗	父子家庭、母子家庭、孤儿 （一直到孩子满18岁那一年的3月31日为止）	小学未入学儿童除外。 有收入限制的条件。

国民健康保険・医療

国民健康保険

大野城市に住民登録をしていて、会社などで健康保険に加入していない人は、国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険は、世帯単位で加入します。世帯主は家族全員の加入申請をしてください。

（窓口：国保年金課 TEL 092-580-1846）

事 由	必要なもの	申請期間	備 考
◎加入するとき ◆大野城市に引っ越してきたとき ◆職場の健康保険を離脱したとき ◆子どもが生まれたとき ◆生活保護が廃止になったとき	◆在留カード、または特別永住者証明書 ◆パスポート ◆職場の健康保険の資格喪失証明書 ※職場の健康保険を離脱した時のみ	資格内容の変更があった日から14日以内（14日以内に必要書類が準備できない場合は、準備でき次第申請して下さい。）	◆加入の届出が遅れても、保険税は遡及して支払う必要があります。 ◆家族で登録される場合は、家族全員の在留カードまたはパスポートが必要です。
◎やめるとき ◆大野城市から引っ越すとき ◆職場の健康保険に加入したとき ◆国民健康保険の加入者が死亡したとき ◆生活保護を受給し始めたとき	◆職場の健康保険への加入が分かる書類（資格確認書・資格情報のお知らせなど） ※職場の健康保険に加入した時のみ		
給付の内容 ◆医療機関等を受診するとき〔医療費の自己負担は3割（年齢や所得により2割）〕 ◆被保険者が出産・死亡したとき など			

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人などが加入する健康保険です。

（窓口：国保年金課 TEL 092-580-1847）

対象者	保険料	給付の内容
◆75歳以上の人 ◆一定の障がいがある65歳以上の人（生活保護を受けている人は除く）	被保険者全員が納付（原則として年金からの天引き）	◆医療機関等を受診するとき〔医療費の自己負担1割（所得により2割または3割）〕 ◆被保険者が死亡したとき など

医療制度

子ども・重度障がい者・ひとり親家庭等（生活保護を受けている人は除く）に対し、医療費の助成を行っています。一部、自己負担があります。助成を受けるには、医療証が必要です。申請が遅れると、医療費の助成を受けられない期間が生じる場合があります。

（窓口：国保年金課 TEL 092-580-1847）

制度名	対象者	備 考
子ども医療	中学3年生までの子ども	重度障がい者医療・ひとり親家庭等医療の受給者は除きます。
重度障がい者医療	◆身体障害者手帳1・2級の人 ◆療育手帳Aの人 ◆身体障害者手帳3級かつIQ36～50以下の人 ◆精神障害者保健福祉手帳1級の人 ◆知的障がいにより障害基礎年金（1級）を受給している人 ◆知的障がいにより特別児童扶養手当（1級）を受給している人	3歳未満の人は除きます。所得制限があります。
ひとり親家庭等医療	父子家庭、母子家庭、父母のいない児童（児童が18歳になる年度の年度末まで）	就学前の人は除きます。所得制限があります。

国民养老金

对象者

国民养老金是为了老年生活、残疾、死亡的保障制度。在日本国内有住所的 20 岁以上未满 60 岁的居民是需要加入的。

保险费缴纳是从 20 岁到 60 岁的 40 年间。

第 1 号被保险者	私营企业、农业、学生、自由职业、自由兼职、无业者
第 2 号被保险者	厚生养老金、共济养老金的加入者
第 3 号被保险者	第 2 号被保险者抚养的配偶

申请书

事由	必要物品	窗口
满 20 岁	◆学生请提示学生证◆在留卡 ◆特别永住者证明书◆护照 等	国保年金科
脱离厚生养老保险、共济组合保险时	◆养老金手册或基础养老金号码通知书 ◆资格丧失证明书 ◆在留卡◆特别永住者证明书◆护照 等	国保年金科(第 3 号被保险者请联系配偶的工作单位)
抚养配偶家族时(结婚等)	※请联系配偶的工作单位	配偶的工作单位
加入厚生养老保险、共济组合保险时	◆养老金手册或基础养老金号码通知书 ◆健康保险证 ◆在留卡◆特别永住者证明书◆护照 等	工作单位
住址、姓名有变化时	◆养老金手册或基础养老金号码通知书 ◆在留卡 ◆特别永住者证明书◆护照 等	第 1 号被保险者…国保年金科 第 2 号被保险者…工作单位 第 3 号被保险者…配偶的工作单位 领取养老金者…国保年金科或南福冈年金事务所

保险费的缴纳方法

(窗口: 南福冈年金事务所 TEL 092-552-6128)

第 1 号被保险者	在金融机关使用支付书缴纳, 从银行自动转账, 用信用卡缴纳或电子缴纳。
第 2 号被保险者	从工资中扣除
第 3 号被保险者	配偶加入的养老金制度负担

支付国民养老金

(窗口: 国保年金科 TEL 092-580-1848)

老年基础养老金	基本上满 65 岁后就能领取, 如果提前从 60 岁开始领取, 领取的养老金额根据年龄有所减额。如果希望提前领取养老金, 请与南福冈年金事务所联系。
残障基础养老金	支付给因疾病、受伤而导致一定等级程度的残障者(有受领条件), 以及在 20 岁之前造成的残障也同样可以受领。
遗族基础养老金	缴纳的保险费符合了一定条件者死亡的情况, 支付给有抚养未满 18 岁(未满 20 岁患有 1 级・2 级残疾)孩子的配偶, 或子女。
寡妇养老金	作为第 1 号被保险者, 缴纳保险料和免除的期间一共 10 年以上(2017 年 8 月 1 日以前为 25 年)的丈夫死亡后, 有婚姻关系 10 年以上的妻子, 从 60 岁到 65 岁期间支付养老金。
死亡临时金	有缴纳 3 年以上的保险费的第 1 号被保险者死亡时, 没能在生前领取养老金, 并且遗留家族也没能领取遗族养老金的情况, 支付给遗留家族。

国 民 年 金

対象者

国民年金は、老後の生活と障がい・死亡などに備えて作られた制度です。日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、加入しなければなりません。

保険料は、20歳から60歳までの40年間、納付します。

第1号被保険者	自営業、農業、学生、自由業、フリーアルバイター、無職者
第2号被保険者	厚生年金・共済年金加入者
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者

届 出

事 由	必要なもの	窓 口
20歳になったとき	◆学生証（学生の場合）◆在留カード◆特別永住者証明書◆パスポート など	国保年金課
厚生年金保険・共済組合保険を離脱したとき	◆年金手帳または基礎年金番号通知書◆資格喪失証明書◆在留カード◆特別永住者証明書◆パスポート など	国保年金課（第3号被保険者に該当する場合は配偶者の勤務先）
配偶者の扶養家族になったとき（結婚したときなど）	配偶者の勤務先に問い合わせてください。	配偶者の勤務先
厚生年金保険・共済組合保険に加入したとき	◆年金手帳または基礎年金番号通知書◆在留カード◆特別永住者証明書◆パスポート など	勤務先
住所・氏名が変わったとき	◆年金手帳または基礎年金番号通知書◆在留カード◆特別永住者証明書◆パスポート など	第1号被保険者…国保年金課 第2号被保険者…勤務先 第3号被保険者…配偶者の勤務先 年金受給者…国保年金課または南福岡年金事務所

保険料の納付方法

（窓口：南福岡年金事務所 TEL 092-552-6128）

第1号被保険者	金融機関で納付書を使って納付するか、口座自動引き落とし、クレジットカードまたは電子納付
第2号被保険者	給料から控除
第3号被保険者	配偶者が加入する年金制度が負担

国民年金の給付

（窓口：国保年金課 TEL 092-580-1848）

老齢基礎年金	基本的に65歳になったら受給できます。前倒して60歳から受給することもできますが、年金額は受給する年齢によって減額されます。前倒して受給を希望される方は南福岡年金事務所にご相談ください。
障害基礎年金	病気やケガで障害等級に該当する程度の障がいが生じた場合（納付要件あり）と20歳未満で同じ程度の障がいが生じた場合に支給されます。
遺族基礎年金	保険料の納付について一定要件を満たす人が死亡した場合に、18歳未満（1級・2級の障害の状態にある20歳未満）の子どもがいる配偶者または子どもに支給されます。
寡婦年金	第1号被保険者として保険料の納付・免除の期間が合わせて10年以上（H29.8.1より前は25年）ある夫が死亡し、婚姻期間が10年以上で夫と同一生計だった妻に対し、60歳から65歳まで支給されます。
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納付した人が、年金を受給できないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受け取れない場合に支給されます。

看护保险

看护保险是 40 岁以上者缴纳的保险，是在需要看护时能够获得相应服务的制度。

对象者

第 1 号被保险人	65 岁以上
第 2 号被保险人	40~64 岁期间有加入医疗保险者

保险费

（窗口：看护支援科 Tel 092-580-1860）

第 1 号被保险人	根据个人前年度的收入和户主的市民税的课税状况而决定。养老金超过一定数额的人从养老金中扣除，其他人则在金融机构或便利店使用付款单或直接转账付款。
第 2 号被保险人	根据加入的医疗保险的算定方式而决定，与健康保险费一起缴纳。 ※关于保险费，请联系您的健康保险协会，了解有关信息。



看护保险的服务

使用看护保险服务，需要提前申请并取得看护认定。

（窗口：看护支援科 Tel 092-580-1860）

项 目	第 1 号被保险人	第 2 号被保险人
可以利用该服务的老年人	瘫痪、痴呆等全天候需要看护者，不需要全天候的看护但需要家务等支持的老年人。	痴呆、脑血管障碍等因年龄的特定疾病而需要看护的老年人。
利用费	负担总利用费的 10%（超过一定的收入的人要负担总利用费的 20%或者 30%） ※餐费、住宿费是自己全部负担。	

※详细内容请参照大野城市的网页（日语）、以及在看护支援科（市政府 1 楼）窗口配发的手册「Sukoyaka（看护保险指南）」（日语）

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s099/050/010/010/20180619182218.html>（日语）

介 護 保 険

介護保険は、40歳以上の方が保険料を支払うことで、介護が必要になったときにサービスを受けることができる制度です。

対象者

第1号被保険者	65歳以上の人
第2号被保険者	40～64歳の医療保険に加入している人

保険料

（窓口：介護支援課 TEL 092-580-1860）

第1号被保険者	本人の前年の所得と世帯の市民税の課税状況で決まります。年金が一定額以上ある人は年金から天引きされ、その他の人は金融機関やコンビニで納付書を使って納付するか、または口座振替で納めます。
第2号被保険者	加入している医療保険の算定方式で決まります。健康保険の保険料と併せて納めます。※保険料については、加入している健康保険組合に問い合わせてください。



介護保険のサービス

介護保険のサービスを利用するには、事前に要介護認定申請が必要です。

（窓口：介護支援課 TEL 092-580-1860）

項目	第1号被保険者	第2号被保険者
サービスを利用できる人	寝たきりや認知症などで常に介護が必要な人、常時の介護は必要ないが家事などに支援が必要な人	認知症や脳血管障がいなど加齢による特定疾病で介護が必要になった人
利用料	利用したサービスの費用の1割（一定以上の所得者は2割または3割） ※食費・居住費は全額自己負担です。	

※詳しくは、大野城市ホームページ（日本語）、もしくは介護支援課（市役所1階）の窓口で配布している冊子「介護保険の手引き すこやか」（日本語）を参照してください。

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s099/050/010/010/20180619182218.html>（日本語）

教育

小学・初中的入学转学手续

项目		内容	窗口	备考
小学、初中的入学	入学前的健康诊察	对小学入学前儿童的健康诊察。	教育总务科 Tel 092-580-1902	每年的 9 月份公告通知。
	入学通知	在入学当年的 1 月份发送入学通知给各个家庭。	学校・社区联合科 Tel 092-580-1907	入学国立・县立・私立外国人的学校时，请持入学许可书等能够证明入学的相关材料和印章。
转学	转入	在综合窗口中心办理转入申请，就当场发行转入学通知书。		
	转出	在综合窗口中心办理转出申请，就当场发行转出学通知书。		

※从国外到大野城市迁入时，请咨询学校・社区联合科。

教育援助

项目	内容	窗口	备考
幼儿教育无偿化	对于有 3 岁以上儿童在幼儿园、认证儿童园(幼儿园部分)的家庭。(符合条件的家庭，临时保育和午餐费也可得到补贴)。	育儿支援科 Tel 092-580-1864	
就学援助金	援助给有经济困难的学生，用于学习用品费等在学校的必要费用。	教育总务科 Tel 092-580-1902	由国外转学来的学生，需提交 18 岁以上同居家庭成员的护照。
奖学金制度	奖学金支付对象为本人或监护人在市内居住 1 年以上，学习成绩或文化和运动成绩优秀，但因经济困难无法继续在高等学校、高等专科学校・大学等就读的学生。(不包含短期大学、研究生院)(该奖学金不得与其他组织的福利奖学金合并使用)		每年 6~7 月开始报名。(名额为 7 名左右)
学校供餐免费化	中小学会为学生提供免费的学校午餐。另外，如果学生没有在学校吃午餐，也会向学生的家长发放相当于午餐食材费用的补助。	教育总务科 Tel 092-580-1902	

教 育

小・中学校の入学・転校

項目		内容	窓口	備考
小・中学校入学	入学前の健康診断	小学校に入学する児童を対象とした健康診断を入学前に行います。	教育総務課 Tel 092-580-1902	日時は毎年9月頃に通知します。
	入学通知	入学通知は、入学する年の1月に各家庭に発送します。	学校・地域連携課 Tel092-580-1907	国・県・私立・外国人学校に入学する場合は、入学許可証等の入学することがわかる書類を持ってきてください。
転校	転入	総合窓口センターで転入届を行い、その場で就学校指定通知書が交付されます。		
	転出	総合窓口センターで転出届を行い、その場で就学者異動通知書が交付されます。		

※海外から大野城市に転入した場合は、学校・地域連携課へご相談ください。

教育援助

項目	内容	窓口	備考
幼児教育の無償化	幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の満3歳以上の園児がいる家庭に保育料を補助します。（該当する家庭には預かり保育や給食費への補助もあり）	子育て支援課 Tel 092-580-1864	
就学援助	経済的な理由で学用品費など学校での学習に必要な費用の支払いが難しい人に援助しています。	教育総務課 Tel 092-580-1902	海外から転入した場合は、生計が同一である18歳以上の家族全員のパスポートが必要になります。
奨学金制度	本人または保護者が市内に1年以上居住していて、学業や文化・スポーツの成績が優秀な人で経済的な理由により、高等学校や高等専門学校・大学（短期大学・大学院を含まない）で就学することが難しい人に奨学金を支給しています。（他団体の給付型奨学金との併給は不可）		例年、6～7月頃に募集を行っています。（定員7名程度）
学校給食の無償化	小中学校において無償で給食を提供し、また、小中学校で給食を食べていない児童生徒の保護者に対して、食材費相当額の給付を行います。	教育総務課 Tel092-580-1902	

未来教室指南针(适应指导教室)・残障学生的指导教

项 目	内 容	窗 口
未来教室指南针	为了给因各种原因不能上学的儿童和学生创造集体生活的环境。我们提供让他们实现社会独立的指导。	教育支援中心 (教育支援科内) TEL 092-580-1877
语言教室 (个别辅导教室)	目标群体是在普通班就读的有听力、语言或其他残疾或交流困难的学生。 大野北小学、月之浦小学和下大利小学设有语言教室。(初中教室为青少年之居場所(ユープレ: Yu-pre))	
特别支援学级	面向在学习和生活方面有特殊需要的学生。设置于市内的所有初中和小学。	

教育咨询

项 目	内 容	窗 口	备 考
教育咨询	关于欺凌、不上学、儿童学生指导上的问题的咨询、在学校遇到的困难等，我们提供教育咨询。 在学校遇到困难时有专门的工作人员、学校辅导员、学校社工。	教育支援中心 (教育支援科内) TEL 092-580-1877	电话咨询、面谈、可以访问咨询(家庭, 学校等)



未来教室コンパス（適応指導教室）・障がいのある子どもたちのための教室

項目	内容	窓口
未来教室コンパス （適応指導教室）	様々な理由から学校へ行くことができない児童・生徒の居場所づくり。集団生活ができ社会的に自立することを目的とした指導を行っています。	教育サポートセンター （教育支援課内） Tel 092-580-1877
ことばの教室 （通級指導教室）	対象は通常学級に在籍し、聴覚、言語等に障がいのある児童生徒やコミュニケーション能力に課題のある児童生徒。大野北小学校、月の浦小学校及び下大利小学校にことばの教室があります。（中学生教室は青少年の居場所（ユープレ））	
特別支援学級	対象は学習面・生活面において、特別な支援を必要とする児童生徒。市内のすべての小中学校に設置されています。	

教育相談

項目	内容	窓口	備考
教育相談	いじめや不登校、その他の児童生徒の指導上の課題に関する相談や、学校での困りごとについて教育相談を行っています。専門スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがいます。	教育サポートセンター （教育支援課内） Tel 092-580-1877	電話相談や来所相談の他、学校や家庭を訪問しての相談もできます。



日常生活

自来水・下水道・煤气・电气・电话

项目	开始使用	中止使用	费用	支付方法	窗口
自来水 下水道	请使用新住所准备好的明信片进行申请 ※也可在线申请	提前 5 天联系	自来水与下水道使用费一起支付。	通过金融机构、市政府、各地区行政中心、便利店、手机应用程序等，使用缴纳通知书支付，也可以办理通过银行自动转账	费用设施科 TEL 092-580-1923
煤气	先确认好新住所的煤气种类后，打电话联系对应的煤气公司（有必要与业务者当面详谈）	事先联系	每月支付费用。迁居的时候可按日额计算支付。	通过金融机构的缴纳通知书支付，或者到该煤气公司窗口支付，也可以办理通过银行自动转账。	（都市煤气） 西部煤气公司 TEL 092-592-6235
电气	事先电话联系	事先电话联系			九州电力公司 福冈南营业所 TEL 0120-986-207
电话 (NTT)	事先电话联系	事先电话联系			NTT TEL 116（无局号） 外语咨询 TEL 0120-064-337



市营・县营住宅

项目	对象者	申请时间	窗口
市营住宅	1 年以上在本市有居民登录，或在本市内工作 2 年以上者（有收入的限制和入居条件）	4 月的报名（入居候补者）	资产管理科 TEL 092-580-1824
县营住宅	本市的登录市民（有入居条件）	1 年 4 次 ※申请月份每年不同。 ※总是有空房。	福冈县住宅供应公司 TEL 092-713-1683
UR 都市机构	有一定基准以上的收入（有入居条件）	随时报名	UR 都市机构 TEL 0120-555-795

消费生活

咨询处	电话号码	受理时间	对应语言	咨询方式
大野城市 消费生活中心	◆日语 092-580-1968 ◆英语咨询 自治团体文化科 TEL 092-580-1876 (翻译)	星期一～星期五 (节假日除外) 9:30～12:00 13:00～16:30	英语 汉语 韩语 (面谈时翻译)	电话 面谈

住まいと暮らし

水道・下水道・ガス・電気・電話

項目	使用開始方法	使用中止	料 金	支払方法	窓 口
水 道 下 水 道	引越し先に置いてあるはがきで申請 ※インターネットでも申請可	5 日 前 ま でに連絡	水道料金と 下水道使用 料を合わせ て支払う。	金融機関・市役所・ 各地域行政センタ ー・コンビニエンス ストア・スマートフ ォンアプリ決済等で 納付書を使って納 付、または口座自動 引き落とし	料金施設課 TEL 092-580-1923
ガ ス	引っ越し先のガ スの種類を確認 し、ガス会社に電 話(業者と本人の 立会いが必要)	事 前 連 絡 が必要	その月の使 用料を支払 う。引っ越す 場合は使用 日までの日 割り計算で 支払いをす る。	金融機関・会社窓口 にて納入通知書で納 付、または口座自動 引き落とし	(都市ガス) 西部ガス TEL092-592-6235
電 気	事前に電話	事 前 に 電 話			九州電力 福岡南 TEL 0120-986-207
固 定 電 話 (NTT)	事前に電話	事 前 に 電 話			NTT TEL116 (局番なし) 外国語対応 TEL 0120-064-337



市営・県営住宅

項目	対象者	受付時期	窓 口
市営住宅	市内に1年以上住民登録している 人、または市内の事業所に2年以上 勤務している人(所得制限など入居 の条件があります)	4月募集 (入居補欠者として登録)	財産管理課 TEL 092-580-1824
県営住宅	住民登録をしている人 (入居の条件があります)	年4回 ※募集月は年度により変わ ります。 ※常時募集住宅がありま す。	福岡県住宅供給公社 TEL 092-713-1683
UR都市機構	基準以上の収入がある人 (入居の条件があります)	随時募集	UR都市機構 TEL 0120-555-795

消費生活

相談先	電話番号	受付時間	対応言語	相談形態
大野城市 消費生活センター	◆日本語 092-580-1968 ◆英語での問い合わせ先 コミュニティ文化課 092-580-1876 (通訳)	月～金 (祝日を除く) 9:30～12:00 13:00～16:30	英 語 中国語 韓国語 (面接時通訳)	電話 面接

垃圾的处理方法

处理垃圾时，放入在「大野城市指定垃圾袋」（收费）。请在超市和便利店购买指定垃圾袋。垃圾的统一清理在傍晚至晚上十点进行，请将垃圾扔到指定地点。

详细内容请参照「大野城市垃圾正确处理方法 摘要版」。

※大野城市网页（为了外国人的好消息）

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s021/020/120/010/020/030/93873.html>



回收利用・宠物

项目	内容	窗口	备考
提供物品	提供自行车、不锈钢家具等给需求者 (自行车需要费用)	春日大野城回收利用广场 TEL 092-596-7066	每年 6 次 (日程会在市广报「大野城」(日语)或「Joe's NEWS」(英语)刊登)
狗的登记・交付已预防接种的证明票	<p>出生后 91 天以上的狗，需要在大野城市登记而且需要每年一次预防接种 (狂犬病)。</p> <p>狗的登记 如果狗狗植入了芯片 ・在环境部数据库中登记狗主人信息的变更，这视为是狗的登记。此外，芯片被视为狗牌 (不发放狗牌)。</p> <p>如果狗狗没有植入芯片 ・在领养出生以后 91 天或以上的狗、30 天内办理登记手续。 ◆发狗牌的费用 每一只 3,000 日元</p> <p>狂犬病疫苗 ◆签发狂犬病疫苗接种证书的费用 每一只 550 日元</p>	循环型社会推进科 TEL 092-580-1887	<p>◆登录只需 1 次 ※迁出时，请在转移的市政府更改登录内容。</p> <p>◆预防接种每年 1 次 ※可以接种在动物医院。</p>

※Joe's NEWS (英语) <https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s021/020/120/010/020/090/10920.html>

环境部数据库“猫狗芯片信息登记”(外部网站)。



ごみの出し方

ごみは有料の「大野城市指定ごみ袋」に入れて出してください。指定ごみ袋は、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどで販売しています。また、ごみ収集は夜間に行っていますので、夕方から夜 10 時まで決められた場所に出してください。

詳しくは、「大野城市ごみの正しい出し方 ダイジェスト版」をご覧ください。

※大野城市ホームページ（外国人のためのお役立ち情報）にも掲載しています。

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s021/020/120/010/020/030/93873.html>



リサイクル・ペット

項目	内容	窓口	備考
リサイクル品の提供	自転車・スチール家具等がほしい人にリサイクル品を提供（自転車は有料）	春日大野城リサイクルプラザ Tel 092-596-7066	年6回程度（開催日は、広報「大野城」（日本語）および「Joe's NEWS※」（英語）に掲載）
犬の登録・狂犬病予防注射済票の交付	<p>生後 91 日以上の犬は、大野城市への登録と毎年 1 回の狂犬病予防注射が必要です。</p> <p>犬の登録 犬にマイクロチップを装着している場合 ・環境省データベースへの所有者情報の変更登録をすることで、犬の登録手続きとなります。また、マイクロチップが鑑札とみなされず（鑑札は交付されません）。</p> <p>犬にマイクロチップを装着していない場合 ・生後 91 日以上の犬を飼い始めたら 30 日以内に登録手続きをしてください。 ◆鑑札交付手数料 1 頭 3,000 円</p> <p>狂犬病予防注射 ◆狂犬病予防注射済票交付手数料 1 頭 550 円</p>	循環型社会推進課 Tel 092-580-1887	<p>◆登録は生涯 1 回 ※転出したときは、転出先で届け出が必要（手数料無料） ◆狂犬病予防注射は毎年 1 回 ※動物病院等で受けることができます。</p>

※Joe's NEWS（英語）<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s021/020/120/010/020/090/10920.html>

環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」（外部サイト）



地区活动

项目	内容	时期	备考
大清扫	「清洁城市大野城」为名，各区（※1）为单位进行道路清扫及公园除草等。	春季・秋季 每年2次 (时间由各区决定)	
夏祭・秋祭	各区将举行盂兰盆舞会、夜市小吃摊、抽奖等活动。	7月下旬至10月下旬 (时间由各区决定)	
传统活动	各区将举行打年糕、祭火仪式等日本传统活动。	●打年糕：12月 ●祭火仪式：1月上旬 (时间由各区决定)	并非所有地区举行。
体育大会	汇集了操场高尔夫球比赛、陆地冰壶比赛等多项目的运动会。由各区及社区运营协会（※2）举办的体育大会。	春季、秋季	项目等根据各区及社区运营协会安排会有所不同。
文娱节	由各区及社区运营协会举办的文艺发表会、文艺作品展等活动。	秋季至冬季	内容根据各区及社区运营协会安排会有所不同。
区费・组费	所住社区或生活小区的缴纳费用。这笔费用使用于区的运营以及举办活动等。		金额和支付方法，各区会有所不同。

- ※1・・・是指居民自治的地区。大野城市现有28个区，为创建一个更好的地区环境，各区将开展包括上述内容在内的各种活动。各区联系方式请参照71页公民馆信息。
- ※2・・・社区内举办活动时将各区以及各团体融为一体的组织。共分为4个社区，并开展包括上述内容在内的各种促进社区发展的活动。

驾驶证

如果您想在日本驾驶汽车、摩托车或其他车辆，您必须取得日本驾驶执照。无证驾驶将受到严厉处罚。

请注意，持有外国及其他行政机关颁发的有效驾驶执照的人可以申请部分免除驾驶考试，并申请办理取得日本驾驶执照的手续。详情请浏览福冈县警察局网站。

(<https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsu/unshi/013.html>)



地域活動

	内 容	期 日	備 考
一斉清掃	「クリーンシティおおのじょう」という名称で、区（※1）ごとに一斉に道路清掃や公園の草取りなどが行われます。	春・秋の年2回 （日時は各区で決定）	
夏祭り・秋祭り	盆踊り、夜店の出店、くじ引きなどによるお祭りで、区ごとに行われます。	7月下旬から10月下旬 （日時は各区で決定）	
伝統行事	日本の伝統行事である餅つきやどんど焼き（火祭り行事）が、各区で行われます。	●餅つき：12月 ●どんど焼き：1月上旬 （日時は各区で決定）	開催されない区もあります。
スポーツ大会	各種目を集めた運動会、グラウンドゴルフ大会、ユニカール大会など、区やコミュニティ運営協議会（※2）により開催されるスポーツ大会です。	春・秋ごろ	種目等は区やコミュニティ運営協議会によって異なります。
芸能祭	芸能披露の発表会、芸能作品の展覧会など、区やコミュニティ運営協議会により開催される芸能イベントです。	秋から冬ごろ	内容は区やコミュニティ運営協議会によって異なります。
区費・組費	区や区の隣組に加入するための費用です。この費用は区の運営・活動を行うための経費等に使われています。		金額と支払方法は、区によって異なります。

※1・・・地域住民が住民自治のために組織した地域のことです。大野城市には28の区があり、よりよい地域を目指して、上記を含めた様々な活動が行われています。区の連絡先は、72ページの公民館となります。

※2・・・地区コミュニティ内で活動する区や各種団体が一体となった組織のことです。4地区コミュニティごとにあり、上記を含め、地区コミュニティ内の発展のため、様々な活動を行っています。

運転免許証

日本で自動車・バイクなどを運転する場合には、日本の運転免許を取得する必要があります。免許を持たないで運転した場合、重く罰せられます。

なお、外国等の行政庁等が発行した有効な運転免許をお持ちの方は、運転免許試験の一部を免除して、日本の運転免許を取得する手続きを申請することができます。詳しくは福岡県警察のホームページをご覧ください。

(<https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsu/unshi/013.html>)



税 金

项 目	内 容	缴纳时期	窗 口	缴纳方法	
市 税	市県民税	每年的 1 月 1 日当日在本市 内有住所的人征收课税。 【申报】 上一年度中有收入的人必须 在 3 月 15 日前进行申报。 由公司负责向市政府提出工 资支付报告书者，及已经申 报所得税者不需申报。	6 月、8 月、 10 月、1 月 (1 年 4 回)	市税科 TEL 092-580-1828	通过金融 机关、便 利店、手 机应用程 序等，使 用缴纳通 知书支 付，也可 以办理通 过银行自 动转账。
	固定资产税 都市计划税	每年的 1 月 1 日当日拥有土 地、房屋、偿还资产的人征 收固定资产税，对于街道区 划的土地、房屋也要一并征 收都市计划税。	4 月、7 月、9 月、12 月 (1 年 4 回)	市税科 TEL 092-580-1829	
	轻型汽车税	每年的 4 月 1 日当日拥有摩 托车、轻型汽车的人征收课 税。	5 月 (1 年 1 次)	市税科 TEL 092-580-1827	
	国民健康保 险税	有加入国民健康保险的户主 的课税，用于支付医疗费。 缴纳税额是按户主以及家庭 成员总收入的百分额和均等 百分额的合计。	从 6 月到次 年 3 月的每 个月 (10 次)	国保年金科 TEL 092-580-1846	
	法人市民税	公司法人是按企业年度法人 市民税课税。	申报缴纳	市税科 TEL 092-580-1827	
其它税金咨询处	国税 (收入所得税、继承税、赠与税等) 筑紫税务署 TEL 092-923-1400				
	県税 (房产取得税、汽车税、企业所得税等) 筑紫県税事务所 TEL 092-513-5573				



▲大野城市的牌照 (动力自行车 50cc 以下摩托车) ▲

税 金

項目	内容	納期	窓口	納付方法	
市税	市県民税	毎年1月1日現在で市内に住所がある個人に対して、課税されます。 【申告】 前年中に所得があった人は、3月15日までに市に申告をしなければなりません。 ただし、国税(所得税)の確定申告をしている人は市に申告する必要がありません。	6・8・10・1月 (年4回)	市税課 TEL 092-580-1828	金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ決済等で納付書を使って納付、または口座自動引き落とし
	固定資産税・都市計画税	毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している人に固定資産税が、市街化区域の土地・家屋には併せて都市計画税が課税されます。	4・7・9・12月 (年4回)	市税課 TEL 092-580-1829	
	軽自動車税	毎年4月1日現在で、バイク・軽自動車を市内に所有している人に課税されます。	5月 (年1回)	市税課 TEL 092-580-1827	
	国民健康保険税	国民健康保険税は、国民健康保険に加入している世帯の世帯主に課税され、医療費の支払いなどに使われます。税額は、所得に応じて課税されるもの(所得割)、加入しているすべての人・世帯に課税されるもの(均等割・平等割)を合計して算出します。	6月から翌年3月までの毎月(10回)	国保年金課 TEL 092-580-1846	
	法人市民税	法人には、事業年度に応じて法人市民税が課税されます。	申告納付	市税課 TEL 092-580-1827	
その他の税金の問い合わせ・相談先	国税(所得税、相続税、贈与税など) 筑紫税務署 TEL 092-923-1400 県税(不動産取得税、自動車税、事業税など) 筑紫県税事務所 TEL 092-513-5573				



▲大野城市のナンバープレート(原付自転車50cc以下)▲

儿童疫苗接种

接种费是免费的，但是超过法令年龄的接种是由个人负担全额费用。（各医疗机构费用不同）
（窗口：儿童家庭中心 Tel 092-580-1978）

母子健康手册应用程序「大野城市子女养育案内」



在这个应用程序中，只需扫描市政府发放的二维码，就可以轻松填写电子问诊表和疫苗接种预诊表，并可以在应用程序中方便查看体检结果和疫苗接种记录。此外，如果家人也下载这个应用程序，还可以在家人之间共享相关记录。

※支持外语。通信费用由您承担。

	疫苗种类	标准接种年龄 <接种次数>	接种方法	法定对象年龄
个别 接 种	轮状病毒※ (Rotarix)	出生 2 个月月开始，至 24 周 0 天为止(初次接种应在出生 14 周 6 天之前) <2 次>	接种共 2 次，每次间隔 27 天以上	出生 6 周 0 天后开始，至 24 周 0 天为止
	轮状病毒※ (Rotateq)	出生 2 个月月开始，至 32 周 0 天为止(初次接种应在出生 14 周 6 天之前) <3 次>	接种共 3 次，每次间隔 27 天以上	出生 6 周 0 天后开始，至 32 周 0 天为止
	B 型肝炎	出生后 2 个月~9 个月 <3 次>	接种共 2 次，每次间隔 27 天以上 接种第 1 次后，间隔 139 天以上接种 1 次	上 1 岁生日的前天为止
	五种混合(白喉、百日咳、破伤风、小儿麻痹、Hib(细菌性脑膜炎))	出生后 2 个月~7 个月<共计 3 次>	第 1 期初回：接种共 3 次，每次间隔至少 20 天(最好间隔 20-56 天)。	出生后 2 个月以上 7 岁 6 个月以下
		1 期初回(3 次)終了後、第 1 期的第 3 回接种后 6 个月~1 年 6 个月期间<1 次>	第 1 期追加：第 1 期初回(3 次)接种后间隔 6 个月以上接种 1 次。	
	三种混合(白喉、百日咳、破伤风)	出生 2 个月~未滿 1 岁<共计 3 次>	第 1 期初回：接种共 3 次，每次间隔 20 天以上 56 天以下。	从出生后 2 个月至 7 岁 6 个月为止
		第 1 期初回(3 次)接种后 1 年~1 年 6 个月期间<1 次>	第 1 期追加：第 1 期初回(3 次)接种后间隔 6 个月以上接种 1 次。	
	BCG(卡介苗)	出生后 5 个月~7 个月<1 次>	1 次接种	上 1 岁生日的前天为止
	麻疹、风疹混合(MR) 麻疹 风疹	1 岁以上 1 岁 12 个月为止<1 次>	第 1 期：接种 1 次	1 岁以上 1 岁 11 个月为止
		小学就学前的 1 年内<1 次>	第 2 期：接种 1 次	小学就学前的 1 年内
水痘	1 岁~未滿 1 岁 3 个月<1 回>	接种 1 次	1 岁~2 岁 11 个月为止	
	接种第 1 次后，6 个月~12 个月之间<1 回>	接种第 1 次后，间隔 3 个月以上接种 1 次(最好在 6 个月~12 个月之间)		
两种混合(白喉、破伤风)	11 岁<1 次>	第 2 期：接种 1 次	11 岁以上 12 岁为止	

健 康 ・ 健 診

子どもの予防接種

接種費用は無料ですが、法上の対象年齢を超えると全額自己負担となります。（金額は医療機関によって異なります）

（窓口：こども家庭センター TEL 092-580-1978）

母子健康手帳アプリ「おおのじょう子育てナビ」



このアプリでは、市が発行する二次元コードを読み取ることで、デジタル問診票や予防接種予診票を簡単に入力でき、健診結果や予防接種をアプリで簡単に確認できます。また、ご家族でダウンロードすると、家族間で記録の共有が可能です。

※外国語にも対応しています。通信費用はご自身の負担になります。

接種の種類	標準的な接種年齢 ＜接種回数＞	接種方法	法上の対象年齢
□タ (□タリックス)	出生2カ月後から24週0日後まで(初回接種は出生14週6日後までに行うことが望ましい) ＜2回＞	27日以上の間隔で2回接種	出生6週0日後から24週0日後
□タ (□タテック)	出生2カ月後から32週0日後まで(初回接種は出生14週6日後までに行うことが望ましい) ＜3回＞	27日以上の間隔で3回接種	出生6週0日後から32週0日後
B型肝炎	生後2カ月～9カ月未満 ＜3回＞	27日以上の間隔で2回接種 1回目から139日以上あけて1回接種	1歳未満
個別接種 五種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)	生後2カ月～7カ月未満 ＜合計3回＞	1期初回：20日以上の間隔で(20～56日の間隔が望ましい)3回接種	生後2カ月～7歳6カ月未満
	1期初回(3回)終了後、6カ月～1年6カ月の間 ＜1回＞	1期追加：1期初回(3回)終了後、6カ月以上あけて1回接種	
三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)	生後2カ月～1歳未満 ＜合計3回＞	1期初回：20日以上の間隔で(20～56日の間隔が望ましい)3回接種	生後2カ月～7歳6カ月未満
	1期初回(3回)終了後、1年～1年6カ月の間 ＜1回＞	1期追加：1期初回(3回)終了後、6カ月以上あけて1回接種	
BCG	生後5カ月～8カ月未満 ＜1回＞	1回接種	1歳未満
麻しん風しん混合(MR)・麻しん・風しん	1歳～2歳未満 ＜1回＞	1期：1回接種	1歳～2歳未満
	小学校就学前の1年間 ＜1回＞	2期：1回接種	小学校就学前の1年間
水痘	1歳～1歳3カ月未満 ＜1回＞	1回接種	1歳～3歳未満
	1回目終了後、6カ月～12カ月の間 ＜1回＞	1回目終了後、3カ月以上の間隔で(6カ月～12カ月の間が望ましい)1回接種	
二種混合(ジフテリア・破傷風)	11歳＜1回＞	2期：1回接種	11歳～13歳未満

	疫苗种类	标准接种年龄 <接种次数>	接种方法	法定对象年龄
个别接种	Hib (细菌性髓膜炎)	标准接种年龄 首次接种 出生后 2-6 个月大 <共计 4 次>	(初次疫苗) 从出生后 12 个月为止, 共 3 次, 每次间隔 27 天(有医生承认的时, 20 天) 以上 56 天以下。 ※第 2 次, 第 3 次的接种超过出生后 12 个月的时, 不接种。但是, 可以追加接种。 ----- (追加) 初次疫苗 3 次全部结束后, 间隔 7~13 个月追加 1 次接种。 ※因为超过从出生后 12 个月, 不能接种第 2 次和第 3 次的时, 初次疫苗后, 间隔 27 天(有医生承认的时, 20 天) 以上, 接种 1 次。	出生后 2 个月以上 5 岁以下
		首次接种 出生后 7-11 个月大 <共计 3 次>	(初次疫苗) 从出生后 12 个月为止, 共 2 次, 每次间隔 27 天(有医生承认的时, 20 天) 以上 56 天以下。 ※第 2 次的接种超过出生后 12 个月的时, 不接种。但是, 可以追加接种。 ----- (追加) 初次疫苗 2 次全部结束后, 间隔 7~13 个月追加 1 次接种。 ※因为超过从出生后 12 个月, 不能接种第 2 次的时, 初次疫苗后, 间隔 27 天(右医生承认的时, 20 天) 以上, 接种 1 次。	
		首次接种 1 岁以上 5 岁以下 < 1 次>	接种 1 次	
		标准接种年龄 首次接种 出生后 2-6 个月大 <共计 4 次>	(初次疫苗) 共 3 次, 出生后 24 个月为止(最好是出生后 12 个月为止), 每次间隔 27 天以上 ※第 2 次, 第 3 次的接种超过出生后 24 个月的时, 不接种。第 2 次的接种超过出生后 12 个月的时, 不接种第 3 次的。但是, 可以追加接种。 ----- (追加) 初次疫苗后, 间隔 60 天以上, 出生后 12 个月以后, 接种 1 次 ※标准是在出生后 12~15 个月期间接种的。	
	首次接种 出生后 7 个月~11 个月大 <共计 3 次>	(初次疫苗) 共 2 次, 出生后 24 个月为止(最好是出生后 13 个月为止), 每次间隔 27 天以上 ※第 2 次的接种超过出生后 24 个月的时, 不接种。但是, 可以追加接种。 ----- (追加) 初次疫苗后, 间隔 60 天以上, 出生后 12 个月以后, 接种 1 次		
	首次接种 1 岁 <共计 2 次>	共 2 次, 每次间隔 60 天以上		
	首次接种 2 岁以上 5 岁以下 < 1 次>	接种 1 次		



	接種の種類	接種開始年齢 <接種回数>	接種方法	法上の対象年齢
個別接種	ヒブ	標準的な接種年齢 初回接種 生後2カ月～6カ月の 場合<合計4回>	初回：生後12カ月になるまでに27日（医師が認める場合は20日）以上の間隔で（27～56日の間隔が望ましい）3回接種 ※2回目・3回目が生後12カ月を超えた場合は接種しない。追加接種は可能。 追加：3回目から7カ月以上の間隔で（7～13カ月の間が望ましい）1回接種 ※生後12カ月を超えたために、2回目・3回目を接種できなかった場合の追加は、前回の後27日（医師が認める場合は20日）以上の間隔で1回接種	生後2カ月～ 5歳未満
		初回接種 生後7カ月～11カ月の 場合<合計3回>	初回：生後12カ月になるまでに27日（医師が認める場合は20日）以上の間隔で（27～56日の間隔が望ましい）2回接種 ※2回目が生後12カ月を超えた場合は接種しない。追加接種は可能。 追加：2回目から7カ月以上の間隔で（7～13カ月の間が望ましい）1回接種 ※生後12カ月を超えたために、2回目を接種できなかった場合の追加は、前回の後27日（医師が認める場合は20日）以上の間隔で1回接種	
		初回接種1歳～5歳未満の 場合<1回>	1回接種	
	小児用 肺炎球菌	標準的な接種年齢 初回接種 生後2カ月～6カ月の 場合<合計4回>	初回：生後24カ月になるまでに（生後12カ月までが望ましい）27日以上の間隔で3回接種 ※2回目・3回目が生後24カ月を超えた場合は接種しない。また、2回目が生後12カ月を超えた場合は、3回目は接種しない。追加接種は可能。 追加：前回から60日以上あけ、生後12カ月以降に1回接種 ※標準的な接種期間は、生後12～15カ月の間	生後2カ月～ 5歳未満
		初回接種生後7カ月～11カ月の 場合<合計3回>	初回：生後24カ月になるまでに（生後13カ月までが望ましい）27日以上の間隔で2回接種 ※2回目が生後24カ月を超えた場合は接種しない。追加接種は可能。 追加：前回から60日以上あけ、生後12カ月以降に1回接種	
		初回接種1歳の場合 <合計2回>	60日以上の間隔で2回接種	
		初回接種2歳～5歳未満の 場合<1回>	1回接種	



	疫苗种类	标准接种年龄 <接种次数>	接种方法	法定对象年龄
个别接种	日本脑炎(※)	3岁 <共计2次>	第1期初回: 接种共2次, 每次间隔6天以上28天以下。	从出生后6个月至7岁5个月为止
		4岁 <1次>	第1期追加: 第1期初回接种后, 间隔6个月以上接种1次(最好是1年后)。	
		9岁 <1次>	第2期: 接种1次	9岁以上12岁为止

※2006年4月2日~2007年4月1日之间出生未满20岁的人, 没有接种的人可以接种不足的部分, 作为定期接种。详细内容请咨询经常就诊的医院。

	疫苗种类	标准接种年龄 <接种次数>	接种方法		
			疫苗	间隔期间(原则)	有特殊情况时
个别接种	宫颈癌	<p>标准的接种年龄 初中1年级</p> <p>相当小学6年级~高中1年级年龄的女生 <共计3次></p> <p>※如果第一次接种在15岁之前, 则总共需要接种两次。</p>	Cervarix (HPV疫苗)	<p>◆初次</p> <p>◆第2次: 初次间隔1个月以上</p> <p>◆第3次: 初次间隔6个月以上</p>	<p>◆初次</p> <p>◆第2次: 初次间隔1个月以上的期间</p> <p>◆第3次: 初次间隔5个月以上, 而且第2次间隔2.5个月以上的期间</p>
			Gardasil (水性悬液筋注) SILGARD(九价HPV疫苗)	<p>◆初次</p> <p>◆第2次: 初次间隔2个月以上</p> <p>◆第3次: 初次间隔6个月以上</p>	<p>◆初次</p> <p>◆第2次: 初次间隔1个月以上</p> <p>◆第3次: 第2次间隔3个月以上</p> <p>※请在1年内注射完毕。</p> <p>※应在一年内完成三次接种。</p>
			SILGARD(九价HPV疫苗) (※2次)	<p>◆初次</p> <p>◆第2次: 初次接种后间隔6个月以上</p>	<p>◆初次</p> <p>◆第2次: 初次接种后间隔5个月以上</p> <p>※应在一年内完成两次接种</p>

※自令和8年(2026年)4月1日起, 计划将针对孕妇的RS病毒疫苗接种纳入常规接种。详情请参阅市政府官方网站。

造血细胞移植后常规免疫接种重新接种费用补贴对策

◆目标群体

由于造血细胞移植降低或消除了对移植前接种的常规免疫疫苗的免疫力, 医生认为有必要重新接种疫苗者。

※必须在重新接种疫苗前获得预先认可。接种疫苗前一定要询问清楚。

◆外语咨询方式

自治团体文化科

Tel: 092-580-1876 (英语)

E-Mail: shakai@city.onojo.fukuoka.jp (英语·中文·汉语)



	接種の種類	標準的な接種年齢 ＜接種回数＞	接種方法	法上の対象年齢
個別接種	日本脳炎（※）	3歳＜合計2回＞	1期初回：6日以上の間隔で（6～28日の間隔が望ましい）2回接種	生後6カ月～7歳6カ月未満
		4歳＜1回＞	1期追加：前回の後、6カ月以上の間隔で（約1年後が望ましい）1回接種	
		9歳＜1回＞	2期：1回接種	9歳～13歳未満

※2006年4月2日～2007年4月1日生まれの人で、接種機会を逃した人は、不足分を定期接種として受けられます。詳しくは、かかりつけ医に相談するか、問い合わせてください。

	接種の種類	接種対象年齢 ＜接種回数＞	接種方法		
			ワクチン	間隔（原則）	変更が必要な場合の間隔
個別接種	子宮頸がん	標準的な接種年齢 中学1年生	シルガード	◆初回 ◆2回目：初回から2カ月後 ◆3回目：初回から6カ月後	◆初回 ◆2回目：初回から1カ月以上あける ◆3回目：2回目から3カ月以上あける ※1年以内に3回の接種を終了することが望ましい。
		小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子 ＜合計3回＞ ※1回目を15歳未満までに接種した場合は、合計2回		シルガード（※2回）	◆初回 ◆2回目：初回から6カ月後

※令和8年4月1日から妊婦を対象としてRSウイルスワクチン接種の定期化が予定されています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成事業

◆対象者

造血細胞移植によって移植前に接種した定期予防接種ワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める人
※再接種を受ける前に事前に認定を受ける必要があります。必ず接種前にお問い合わせください。

◆外国語での問い合わせ先

コミュニティ文化課

TEL: 092-580-1876（英語）

E-Mail: shakai@city.onojo.fukuoka.jp（英語・中国語・韓国語）



高龄者流行性感疫苗接种（流行性感·高龄者肺炎球菌·新型冠状病毒感染症·带状疱疹）

（窗口：健康科 Tel 092-501-2222）

	疫苗种类	接种年龄	费用	备考
个别接种	流行性感		个人负担 1,500 日元 （市民税非课税家庭、接受生活保障家庭，根据申请可以免除负担） ※接种年龄以外者请全额负担。	◆每年 1 次 ◆希望接种者
	高龄者肺炎球菌	◆65 岁以上 ◆60 岁以上 65 岁未满足慢性疾患、心肺、肾功能不全者、和免疫功能丧失者，而且医生判断可以接种的人。	详细内容确定后，将通过市政府官方网站及《大野城》市政公报发布通知。（市民税非课税家庭、接受生活保障家庭，根据申请可以免除负担） ※接种年龄以外者请全额负担。	◆从来没有接种者 ◆希望接种者
	新型冠状病毒感染症		7,800 日元（预计） ※个人负担金额可能会发生变更。请通过市政府官方网站或《大野城》市政公报进行确认。	◆每年 1 次 ◆仅限希望接种疫苗的人
	带状疱疹	◆65 岁以上（截至到当年 3 月 31 日为止） ◆60 岁至 64 岁因人类免疫缺陷病毒导致免疫功能严重障碍者（相当于身体残疾证 1 级）	活疫苗（接种 1 次） 4,900 日元 灭活疫苗（接种 2 次） 10,000 日元（两次共 20,000 日元） （市民税非课税家庭、生活保障家庭经申请可免除）	◆过去曾接种过的人需要医生确认 ◆仅限希望接种者

高齢者の予防接種(インフルエンザ・肺炎球菌・新型コロナウイルス感染症)・带状疱疹

(窓口：健康課 TEL 092-501-2222)

	接種の種類	接種年齢	費用	備考
個別接種	インフルエンザ (流行性風邪)		自己負担額 1,500円 (市民税非課税世帯・生活保護世帯は、申請により免除) ※接種年齢に該当しない人は全額自己負担	◆毎年1回 ◆接種希望者のみ
	肺炎球菌	◆65歳以上 ◆60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫の障がいがある人のうち、予防接種診断基準を満たすと医師が判断する人	詳細が決まり次第、市ホームページ、広報「大野城」でお知らせいたします。(市民税非課税世帯・生活保護世帯は、申請により免除) ※接種年齢に該当しない人は全額自己負担	◆過去に接種したことのない人 ◆接種希望者のみ
	新型コロナウイルス感染症		7,800円(予定) ※自己負担額は変更の可能性があります。市ホームページ、広報「大野城」でご確認ください。	◆毎年1回 ◆接種希望者のみ
	带状疱疹	◆65歳以上(年度末年齢) ◆60歳から64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重い障がいのある方(身体障害者手帳1級程度)	生ワクチン(1回接種)4,900円 不活化ワクチン(2回接種)10,000円(2回で20,000円) (市民税非課税世帯・生活保護世帯は、申請により免除)	◆過去に接種したことのある人は医師の確認が必要 ◆接種希望者のみ

项 目	内 容
健康小册	向各个家庭发布记载着有关疫苗接种、成人综合等健诊日程的小册。
健康教室	举办有关促进健康的现场讲座和开展各种健康教室。
节假日或夜间值班医生	节假日、夜间的诊疗是由值班医生对应。关于日语和英语的值班医生的消息，请参照大野城市的网页。 https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s021/020/120/010/020/050/93875.html 用日语的情报网页请参看 P77。
多语种医疗咨询	为居住在福冈县的外国人提供的电话咨询、医疗机构检索等信息，请利用福冈市国际交流财团的网站。 https://www.fcif.or.jp/consultation/health/

健康パンフレット・健康教室・休日夜間当番医

(窓口：健康課 TEL 092-501-2222)

項目	内容
健康パンフレット	成人総合健診、予防接種などの日程を記載しているパンフレット（日本語）を全家庭に配布しています。
健康教室	健康づくりに関する出前講座や各種健康教室を開催しています。
休日夜間当番医	休日・夜間の診療は、当直医が対応しています。英語による当番医の情報は市HP下記のサイトで確認できます。 https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s021/020/120/010/020/050/93875.html 日本語のみによる情報サイトはP78を参照してください。
医療に関する多言語相談	福岡県内に住む外国人向けの電話相談や医療機関検索などの情報が福岡よかトピア国際交流財団のホームページにありますので利用してください。 https://www.fcif.or.jp/consultation/health/

母子健康手册应用程序「大野城市子女养育案内」

通过该应用程序,您可以管理自己的孕期健康检查记录、孩子成长记录和疫苗接种计划,如果您家人也下载了该应用程序,还可以共享您的记录。



您还可以在线预约母子健康手册发行面谈,和健康儿童保育咨询,母亲教室,父母教室,并通过推送接收市儿童保育信息和活动通知。

※支持外语。通信费用由您承担。

项目	对象者	实施日	地点	时间	备考
发行《母子健康手册》	孕妇	星期一~ 星期五	儿童家庭中心	9:00~ 16:00	可以发行中国语、英语、韩语、葡萄牙语、菲律宾语、泰语、越语、印尼语、西班牙语、尼泊尔语版的母子健康手册。 ※有关预订日期和时间,请联系以下咨询处。也可通过应用程序预订。 ◆外语咨询方式 故乡繁荣科 Tel: 092-580-1876 (英语) E-mail: shakai@city.onojo.fukuoka.jp (英语·中文·汉语)
妈妈教室 (分娩课程)	孕妇	5月·8月· 12月	市民健康交流 广场三楼	9:15~ 9:30	参加费:200日元 通过应用程序予約 电话或线上预约 分娩课程:分娩说明、产前体操等 孕妇课程:怀孕期生活方式、孕期营养等 儿童保育课程:抱新生儿布偶体验、新生儿沐浴体验(如需要)等
妈妈教室 (孕妇课程)		6月·9月· 2月			
妈妈教室 (育儿课程)	※伴侣和祖父母也可参加	7月·10月·3月		9:15~ 9:30 (上午举办) 13:15~ 13:30 (下午举办)	
父母教室 (Sukusuku 育儿教室)	孕妇及其伴侣	5月·7月·9月· 11月·1月·3月		13:15~ 13:30	参加费:一组200日元 通过应用程序予約 线上预约 请使用往返明信片申请 ※实施日期的两月之前,在广报「大野诚」(日语)和「Joe's NEWS*」(英语)上通知。

※Joe's NEWS (英语)

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s021/020/120/010/020/090/10920.html>



母子健康手帳アプリ「おおのじょう子育てナビ」



このアプリでは、妊娠中の健診記録や子どもの成長記録・予防接種のスケジュール管理ができ、ご家族でダウンロードすると、家族間で記録の共有が可能です。

また、母子健康手帳交付の面談・すこやか育児相談・母親教室・両親教室のオンライン予約ができ、プッシュ配信で市の子育て情報やイベントのお知らせなども届きます。
※外国語にも対応しています。通信費用はご自身の負担になります。

項目	対象者	実施日	会場	受付時間	備考
母子健康手帳交付	妊婦	月曜日～ 金曜日	こども家庭センター	9：00～ 16：00	中国語・英語・韓国語・ポルトガル語・フィリピン（タガログ）語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、スペイン語、ネパール語版の母子健康手帳を交付することができます。 ※予約日時は下記までお問い合わせください。アプリからも予約ができます。 ◆外国語での問い合わせ先 コミュニティ文化課 TEL：092-580-1876（英語） E-mail：shakai@city.onojo.fukuoka.jp （英語・中国語・韓国語）
母親教室（お産コース）		5月・8月・ 12月	すこやか交流プラザ3階	9：15～ 9：30	アプリからの予約 お産コース：お産の話、妊婦体操など 妊婦コース：妊娠中の過ごし方、妊娠中の栄養の話など 育児コース：赤ちゃん人形の抱っこ体験、沐浴体験（希望者）など
母親教室（妊婦コース）		6月・9月・ 2月			
母親教室（育児コース）	※パートナー、祖父母も参加可能	7月・10月 3月		9：15～ 9：30 （午前開催分） 13：15～ 13：30 （午後開催分）	
両親教室（すくすく子育て教室）	妊婦とパートナー	5月・7月 9月・11月 1月・3月		13：15～ 13：30	アプリからの予約 ※実施日の約2ヶ月前に広報「大野城」（日本語）および「Joe's NEWS※」（英語）で案内します。

※Joe's NEWS（英語）

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s021/020/120/010/020/090/10920.html>



项目	目标群体	内容	会场
孕妇支援福利及孕妇等综合咨询支援服务	已提交妊娠申报的孕妇、已分娩的产妇（包括流产、死产）的产妇	<p>◆孕妇支援福利（经济支援） 福利支付方式如下： ①怀孕登记时：1次怀孕 5万日元 ②怀孕孩子数量登记时（出生登记后、流产、死产）：1个孩子 5万日元（※如果是多胞胎，则每个孩子提供补助）。</p> <p>◆孕妇综合咨询及支援服务（伴随式支援咨询） 从怀孕开始就为孕妇提供支援，通过面谈帮助她们规划分娩和育儿，并为她们提供所需的支持。 <面谈时期> ①在怀孕登记时 ②怀孕 8 个月左右（在填写完调查问卷后，与希望接受面谈者进行面谈） ③出生登记后婴儿探视时</p>	儿童家庭中心
孕妇健康检查	已登记怀孕的孕妇	怀孕登记时，将向您发放【大野城市孕妇健康检查优惠券】。指定检查项目的费用由公费负担（共 14 次）。在县外（佐贺县、大分县除外）的医疗机构接受健康检查时，经事后申请，规定范围内的次数、金额也会得到检查费用的补助。申请期限为最终就诊日起 1 年以内。	儿童家庭中心
妊娠鉴定就诊补贴	① 就诊当日在大野城市登记的居民，以及市民税非课税家庭、接受生活保障家庭或同等收入水平的家庭 ② 同意接受来自市和医疗机关等的必要信息，并同意接受其帮助	<p>◆补助金额 妊判定是否怀孕的首次产科就诊费用（问诊、诊察、尿检和超声波检查）。 补助金额上限为 10,000 日元。 注：如果实际支付的金额低于上限金额，支付的金额全额补助。 注：补助金支付对象是保险以外的自费的诊疗项目、并且在就诊之日起一年内发生的费用。 注：1 次怀孕上限金额为 10,000 日元。</p> <p>◆申请截止日期 自首次到产科医疗机关就诊之日起一年内</p>	产科医疗机构等
产前牙科检查	孕妇・产妇(怀孕～产后不足 1 年)	<p>◆目标群体/次数 〈孕妇牙科检查〉怀孕期间领取《母子健康手册》的孕妇/怀孕期间一次 〈产妇牙科检查〉分娩后不足一年的产妇/产后不足 1 年检查 1 次</p> <p>◆需携带物品 母子健康手册、保险证、体检票（在交付母子健康手册时发放）</p>	市指定的牙科医疗机构 ※请务必提前预约
多胎妊娠健康检查补贴	多胎孕妇	对于多胎孕妇，比「大野城市孕期健康检查票（14 次检查）」需要更多产前检查，从第 15 次的产前检查（基本检查）开始，可以得到补贴。 申请期限为最终就诊日起 1 年以内。	产科医疗机构等

項目	対象者	内容	会場
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出をした 妊婦、 出産した産婦（流産・ 死産を含む）	◆妊婦のための支援給付（経済的支援） 下記のとおり給付金を支給 ①妊娠届出時：妊娠1回につき5万円 ②妊娠している子どもの数の届出時（出生届出後や流産・死産後）：お子さん一人1人あたり5万円（※多胎の場合は、人数分給付） ◆妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援） 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を行い、必要な支援につなぎます。 <面談時期> ①妊娠届出時 ②妊娠8か月頃（アンケート回答後、希望者等に面談） ③出生届出後の赤ちゃん訪問時	こども家庭センター
妊婦健康診査	妊娠届出をした妊婦	妊娠届出時に『大野城市妊婦健康診査受診券』を交付します。決められた検査項目の費用を公費で負担します（14回分）。 県外（佐賀県・大分県除く）の医療機関等で受診した場合、事後申請に基づき、決められた回数・金額の範囲内で健診費用を助成します。申請期限は最終受診日から1年以内です。	こども家庭センター
妊娠判定受診費用の助成	①受診日に大野城市に住民登録があり、市町村民税非課税世帯・生活保護世帯または同等の所得水準である ②市と医療機関等が必要な情報を共有することや必要な支援を受けることに同意する	◆助成額 妊娠判定を受けるための初回産科受診費用（問診・診察・尿検査・超音波検査）を助成します。 上限額は10,000円です。 注：上限額よりも実際の支払金額が少ない場合は、支払金額を助成します。 注：対象経費は、保険診療外で受診日から1年以内のものに限ります。 注：妊娠1回につき上限額10,000円です。 ◆申請期限 産科医療機関で初回受診した日から1年以内	産科医療機関等
妊産婦歯科健診	妊婦・産婦 （妊娠中～ 出産後1年未満）	◆対象者/回数 〈妊婦歯科健診〉母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の方/妊娠中に1回 〈産婦歯科健診〉産後1年未満の方/出産後1年未満の期間に1回 ◆持っていくもの 母子健康手帳、保険証、受診券（母子健康手帳交付時に配布）	市が指定する歯科医療機関 ※必ず予約をしてください
多胎妊婦健康診査費用の助成	多胎妊婦	多胎妊娠のため「大野城市妊婦健康診査受診券（14回）」の回数より多くの妊婦健診が必要な方が、15回以上の妊婦健診を受ける際の健診費用（基本健診分）を助成します。 申請期限は、最終受診日から1年以内です。	産科医療機関等

项目	目标群体	内容	执行日期
新生儿听力测试	新生儿或 90 天以内的婴儿	<p>◆如何接受检查 产科医疗机关人员会说明情况，请接受检查</p> <p>◆补贴方法 〈如果婴儿在大野城市委托的医疗机构分娩〉 向医疗机构提交事先分发的『新生儿聴覚検査助成券』 （新生儿听力检查补助）〈在大野城市委托医疗机构以外的医疗机构分娩时 『新生儿聴覚検査助成券』（新生儿听力检查补助） 不能在受委托的医疗机构之外使用，费用自理。日后申请，检查费用（最高限额）将得到补贴。申请截止日期为检查之日起一年内。</p>	产科医疗机构等
产后检查	分娩 2 周至 1 个月后的产妇（2024 年 4 月 1 日或之后分娩的产妇）。	<p>为刚分娩的产妇提供免费健康检查。（每位产妇最多可免费接受两次检查） 符合条件者包括死产和流产者。 如果您在受委托以外的医疗机构（如县外）进行检查，并且自己支付检查费用，该检查费用将得到补贴。（有上限）。 申请期限为最终就诊日起 1 年以内。</p>	产科医疗机构等
生后 1 个月婴儿健康检查	生后 28 天～生后 6 周以内	<p>出生后不久的婴儿可免费接受健康检查。 在县外等、非委托医疗机构接受健康检查时，自费支付的检查费用也会得到相应补助（有上限）。 申请期限为就诊日起 1 年以内。</p>	产科医疗机构等
产后护理服务	<p>◆居住在大野城市的需要产后护理的一岁以下婴儿及其母亲等（不需要医疗诊治的人）</p> <p>◆经历过流产或死产不足一年，患有身体或精神疾病的人</p>	<p>◆服务内容 提供母乳喂养和沐浴建议、育儿建议、产妇休养和保健等建议</p> <p>◆服务类型 住宿型、日托型和探视型（最多可使用合计七天）</p> <p>◆利用方法 领取母子健康手册时，会同时得到【大野城市产后护理服务指南】，可选择您所需要的设施进行预约。 ※非课税、生活保护家庭如果提前申请将免费。</p> <p>如果您在大野城市产后护理机构以外的其他机构接受产后护理，您将获得补贴。</p>	产科医疗机关、助产中心

項目	対象者	内容	会場
新生児聴覚検査	新生児または生後 90 日以内の乳児	<p>◆検査の受け方 産科医療機関などで説明を受け、検査を受けてください</p> <p>◆助成方法 〈大野城市の委託医療機関で出産される場合〉 事前配布している『新生児聴覚検査助成券』を医療機関に提出 〈大野城市の委託医療機関以外で出産される場合〉 『新生児聴覚検査助成券』は委託医療機関以外では使用できないため、自己負担。後日申請することで検査にかかった費用（上限あり）を助成します。 申請期限は検査日から1年以内です。</p>	産科医療機関等
産婦健診	産後2週間～1か月などの産後間もない産婦	<p>出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を無料で受けられます。（1人当たり2回が限度） 対象者には、死産及び流産した方も含みます。 県外等、委託外の医療機関で健診を受け、その健診を自己負担された場合は、健診費用を助成します(上限あり)。 申請期限は、最終受診日から1年以内です。</p>	産科医療機関等
1 か月児健診	生後 28 日～生後6週間以内	<p>生後間もない時期の乳児に対する健康診査を無料で受けられます。 県外等、委託医療機関以外で健診を受け、その健診を自己負担された場合は、健診費用を助成します(上限あり)。 申請期限は、受診日から1年以内です。</p>	産科医療機関等
産後ケア事業	<p>◆大野城市にお住まいの1歳未満の乳児とその母親等で、産後ケアを必要とするもの（医療行為が必要ない方）</p> <p>◆流産や死産を経験し、1年未満で心身の不調がある方</p>	<p>◆サービス内容 授乳や沐浴などのアドバイス、育児相談、母親等の休息・体調管理など</p> <p>◆サービスの種類 宿泊型、通所型、訪問型（利用日数は合わせて7日間まで）</p> <p>◆利用方法 母子健康手帳交付時に『大野城市産後ケア事業利用パスポート』を受け取り、利用を希望する施設に予約してください。 ※非課税、生活保護世帯は、事前申請により無料になります。</p> <p>大野城市の産後ケア実施施設以外で産後ケアを受けた場合は、助成が受けられません。</p>	産科医療機関、助産院

母子健康

(窗口：儿童家庭中心 TEL 092-580-1978)

项目	对象者	实施日	地点	时间	备考
婴幼儿健康 诊察	◆出生后4个月 ◆10个月 ◆1岁6个月 ◆3岁 ◆5岁儿童(2021年4月2日~ 2022年4月1日生)		指定医疗机构(3岁儿童是在市民健康交流广场集体健诊) ※对于对象者, 邮寄通知。 ※5岁儿童健康检查详情请参阅信息通知。		
幼儿牙科 诊察	◆1岁6个月 ◆3岁				
育儿咨询	婴幼儿及保护 者	每月1次	市民健康交 流广场	9:30~ 10:30	要通过电话预订 ※关于实施日期·开始预订 日期, 请咨询以下咨询处。 您还可以通过应用程序进行 预约 ◆对应外语咨询处 自治团体文化科 Tel: 092-580-1876 (英语) E-mail: shakai@city. onojo.fukuoka.jp (英语·汉语·韩国语)
婴幼儿家庭 访问	出生后4个月 以内	保健师、助产师家庭访问。			



※Joe's NEWS (英语)

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s021/020/120/010/020/090/10920.html>

成人健康咨询

(窗口：健康科 TEL 092-501-2222)

项目	实施日	时间	备考
健康咨询	每月第一个星期一	13:30~16:00	要通过电话预订 ※关于实施日期·预订日期, 请咨询以下 咨询处。 ◆对应外语咨询处 自治团体文化科 Tel: 092-580-1876 (英语) E-mail: shakai@city.onojo.fukuoka.jp (英语·汉语·韩国语)
营养咨询	每月第二个星期一		
精神健康咨询	每月第三个星期一	13:40~15:30	
药品咨询	6月·7月·9月·10 月·11月·3月的第 二个星期二	13:30~16:00	

母子の健康

(窓口：こども家庭センター TEL 092-580-1978)

項目	対象者	実施日	会場	受付時間	備考
乳幼児健診	◆生後4カ月 ◆10カ月 ◆1歳6カ月 ◆3歳 ◆5歳児(2021年4月2日～2022年4月1日生)		指定医療機関(3歳児はすこやか交流プラザで集団健診) ※対象者には案内を郵送します。		※5歳児健診の詳細は案内通知をご覧ください。
乳幼児歯科検診	◆1歳6カ月 ◆3歳				
育児相談	乳幼児保護者	毎月1回	すこやか交流プラザ	9:30～10:30	電話予約要 ※実施日・予約開始日は下記までお問い合わせください。アプリからも予約ができます。 ◆外国語での問い合わせ先 コミュニティ文化課 TEL:092-580-1876(英語) E-mail: shakai@city.onojo.fukuoka.jp (英語・中国語・韓国語)
赤ちゃん訪問	生後4カ月まで	保健師・助産師が家庭を訪問します。			



※Joe's NEWS(英語)

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s021/020/120/010/020/090/10920.html>

成人の健康相談

(窓口：健康課 TEL 092-501-2222)

項目	実施日	時間	備考
健康相談	毎月第1月曜日	13:30～16:00	電話予約要 ※実施日・時間の予約は下記までお問い合わせください。 ◆外国語での問い合わせ先 コミュニティ文化課 TEL:092-580-1876(英語) E-mail: shakai@city.onojo.fukuoka.jp (英語・中国語・韓国語)
栄養相談	毎月第2月曜日		
心の健康相談	毎月第3月曜日	13:40～15:30	
薬の相談	6月・7月・9月・10月・11月・3月の第2火曜日	13:30～16:00	

定期健診・健康測定

(窗口：健康科 TEL 092-501-2222)

体检（检查）名称	对象者	内容	地点
特定体检	40~74 岁 国民健康保险加入者	血液检查，尿检查等	个别检查：指定医疗机构 集体检查：健康交流广场、各交流活动中心、御笠之森林小学
大肠癌检查	40 岁以上	大便潜血检查	
乳癌检查 (2年1次)	40 岁以上	乳腺 X 线摄影检查	
子宫颈癌检查 (2年1次)	20 岁以上	子宫颈细胞学检查	
胃癌检查	40 岁以上	胃部 X 线检查	集体检查：健康交流广场、各交流活动中心、御笠之森林小学
	50 岁以上	胃镜检查 (2年1次)	指定医疗机构
一般健康检查	20~39 岁	血液检查，尿检查等	集体检查：健康交流广场、各交流活动中心、御笠之森林小学
肺癌检查 结核检查	肺癌检查：40 岁以上 结核检查：65 岁以上	胸部 X 线检查	
前列腺癌检查	50 岁以上	血液检查	
骨质疏松症检查	40、45、50、55、60、 65、70 岁	前臂 X 线检查	
牙科检查	20、30、40、50、60、 70 岁	牙周组织检查	指定医疗机构
健康度测定	40 岁以上	身体测量、运动功能测定、 肌力测定、体操指导等 ※需要 1 年内的体检报告。	健康交流广场

※体检的日程、体检（检查）费等请参看大野城市网页或者「健康手册（日语）」。

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s050/010/011/120/7497.html>（日语）



定期健（検）診・健康度測定

（窓口：健康課 Tel.092-501-2222）

健（検）診名	対象者	内容	会場
特定健診	40～74歳の 国民健康保険加入者	血液検査、尿検査ほか	個別検診：指定医療機関 集団検診：すこやか交流プラザ、各コミュニティセンター、御笠の森小学校
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査	
乳がん検診 （2年に1度）	40歳以上	マンモグラフィ	
子宮頸がん検診 （2年に1度）	20歳以上	頸部細胞診	
胃がん検診	40歳以上	胃部X線検査	集団検診：すこやか交流プラザ、各コミュニティセンター、御笠の森小学校
	50歳以上	胃内視鏡検査 （2年に1度）	指定医療機関
一般健診	20～39歳	血液検査、尿検査ほか	集団検診：すこやか交流プラザ、各コミュニティセンター、御笠の森小学校
肺がん検診・ 結核検診	肺がん検診：40歳以上 結核検診：65歳以上	胸部X線検査	
前立腺がん検診	50歳以上	血液検査	
骨粗しょう症検診	40・45・50・55・ 60・65・70歳	前腕部X線検査	
歯科検診	20・30・40・50・ 60・70歳	歯周組織検査	指定医療機関
健康度測定	40歳以上	身体測定、運動機能測定、筋力測定、体操指導ほか ※1年以内の健診結果が必要です。	すこやか交流プラザ

※健康診断の日程、健（検）診料金は、大野城市ホームページ、もしくは「健康パンフレット（日本語）」をご覧ください。

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s050/010/011/120/7497.html>（日本語）



福利·育儿

儿童·母子福祉制度

项目	内容	窗口	备考
保育所	当父母/监护人因工作或其他原因无法在家照顾婴儿时，儿童就会得到照顾。共有 18 家托儿所（包括两家为三岁以下儿童服务的小型托儿所），其中四家提供临时托儿服务。	育儿支援科 Tel 092-580-1864	有临时保育的保育所 ◆乙金保育园 ◆南丘保育园 ◆Nozomi 爱儿园 ◆Rhythm 保育园 ※请与各托儿所联系，了解接受情况。
认证儿童园	教育和保育集于一体，兼具幼儿园和保育园功能的设施。市内现有 3 所认证儿童园。		有关申请方法等，保育所部分请咨询育儿支援科，幼儿园部分请直接咨询相关幼儿园。
幼儿园	托管学龄前儿童并提供教育的设施。市内现有 6 所幼儿园		有关申请方法等，请直接咨询相关幼儿园。
大野城病患儿童临时保育所	当儿童因生病或受伤而不能去幼儿园或学校时，他们会暂时在医院的专用设施中得到照顾。 ※需要事先登录。		免费 ※住民票在福冈县以外者，每次 2,000 日元
儿童补助金	支付给在日本国内有住址，高中毕业前儿童的养育者。（满 18 岁后的第一个 3 月 31 日为止）	育儿支援科 Tel 092-580-1862	
儿童抚养补助金	支付给父母离婚、父（母）死亡、没有父（母）养育的儿童养育者。（满 18 岁后的第一个 3 月 31 日为止、残障儿童是到 20 岁的月底为止）		补助金额根据收入而定。
特殊儿童抚养补助金	该津贴提供给未满 20 岁患有中度以上精神或身体残疾的儿童抚养者。		津贴金额取决于残疾程度。 ※有收入限制。
母子·父子、寡妇福祉资金	提供各种资金的借贷给单亲家庭，安定寡妇以及其孩子的生活。		
书包俱乐部 （留守家庭儿童保育所）	对于放学后的时间，各小学的特殊教室或专用设施（共 10 处）可提供看护儿童的服务。 ※详情请查看市政府官方网站上的《书包俱乐部使用指南》。	学校·社区联合科 Tel 092-580-1911	G 注册……有进入课后托管的条件，但人数不限。 R 注册……无进入课后托管的条件，但人数有限。
有儿童的家庭家政服务	对有孕妇或未满 18 岁儿童、在家务或育儿方面存在困难的家庭，由上门支援人员到家里提供家务和育儿支援。	儿童家庭中心 Tel 092-580-1964	每 1 个小时的费用 · 接受生活保障家庭：免费 · 市民税非课税家庭：300 日元 · 所得扣除低于 77,101 日元的家庭：500 日元 · 上述家庭以外的家庭：700 日元。 ※每次最多两小时，以小时为单位递增；每天最多两次；每月最多八天。 ※使用前需预先登记。

福祉・子育て

児童・母子の福祉制度

項目	内容	窓口	備考
保育所	保護者が仕事などのため乳幼児を家庭で保育することができない場合に、子どもを預かります。保育所は18カ所（うち2カ所は3歳未満児を対象とした小規模保育事業所）あり、そのうち4カ所で一時保育を行っています。	子育て支援課 Tel 092-580-1864	一時保育を行う保育所 ・乙金保育園 ・南ヶ丘保育園 ・のぞみ愛児園 ・リズム保育園 ※受入状況は各園にお問い合わせください。
認定こども園	教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設です。市内には3カ所の認定こども園があります。		申込方法等については、保育所部分は子育て支援課に、幼稚園部分は園に直接お問い合わせください。
幼稚園	小学校就学前の幼児を預かり、教育を提供する施設です。市内には6カ所の幼稚園があります。		申込方法等については、園に直接お問い合わせください。
病児デイケアルーム大野城	病気やケガで子どもが保育所や学校に行けない時、病院内の専用施設で一時的に預かります。 ※事前登録が必要です。		無料 ※住民票が福岡県外の方は1回2,000円
児童手当	日本国内に住所があって、高校修了前（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に手当を支給します。	子育て支援課 Tel 092-580-1862	
児童扶養手当	父母の離婚や父（母）の死亡などのため、父（母）と生計が一緒でない児童（18歳到達後の最初の3月31日まで、障がい児は20歳到達月の月末まで）を養育している人に手当を支給します。		所得によって手当額が変わります。
特別児童扶養手当	精神または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している人に手当を支給します。		障がいの程度によって手当額が変わります。 ※所得制限があります。
母子・父子および寡婦福祉資金	ひとり親家庭と寡婦の生活の安定とその子どもの福祉の向上を図るため、各種資金の貸付を行っています。		
ランドセルクラブ	放課後の時間に各小学校の特別教室や専用施設（10カ所）で児童を預かります。 ※詳細は市ホームページの「ランドセルクラブ利用の手引き」を確認してください。	学校・地域連携課 Tel 092-580-1911	G登録…入所要件あり、定員なし R登録…入所要件なし、定員あり
子育て世帯ホームヘルプサービス	妊婦または18歳未満の子どもがいる家事や育児を行うことが難しい家庭を訪問支援員が訪問し、家事や育児の支援を行います。	こども家庭センター Tel 092-580-1964	1時間あたりの利用者負担額 ・生活保護世帯：無料 ・市町村民税非課税世帯：300円 ・所得割年額が77,101円未満の世帯：500円 ・上記以外の世帯：700円 ※1時間単位で1回2時間まで。1日に2回まで。1か月に8日まで。 ※利用する場合は事前の登録が必要です。

项 目	内 容	窗 口	备 考
儿童医疗教育支援中心	该中心为需要在体育锻炼、群体适应和语言发展方面得到特殊照顾的儿童，及其父母/监护人提供相关的育儿指导和咨询。	儿童医疗教育支援中心 TEL 092-582-2760	如果您希望使用该服务，请预约初次面谈。
短期儿童保育支援服务（临时寄托、周中傍晚或周末寄托）	当监护人因疾病、育儿疲劳、分娩、护理、婚礼、葬礼、出差等原因暂时难以照顾孩子时，孩子可临时交由儿童福利机构照顾。	儿童家庭中心 TEL 092-580-1964	有关如何申请，请直接联系儿童家庭中心。
短期儿童保育支援服务（亲子临时寄托）	那些因照顾孩子而感到疲惫、希望休息一下的父母/监护人，或者那些为如何照顾孩子和与孩子互动而烦恼的父母/监护人，可以在与父母/监护人和孩子待在一起的同时接受咨询和支持。 该项目同时为父母/监护人和子女提供照顾。	儿童家庭中心 TEL 092-580-1964	有关如何申请，请直接联系儿童家庭中心。
育儿支援层	可咨询有关育儿的烦恼与不安。通过一起玩耍交流来认识新朋友。	令和儿童信息中心育儿支援中心 TEL 092-573-8219	市民健康交流广场 3 楼
儿童咨询中心※	对于 18 岁以下未成年儿童的家庭，学校生活，身心发展，问题行动，欺负虐待，育儿等的咨询。	TEL 092-585-2460	市政府新楼 2 楼
亲子沙龙	提供有关婴幼儿及其保护者能够自由玩耍的沙龙，以及育儿信息。	令和儿童信息中心育儿支援中心 TEL 092-501-3339	市民健康交流广场 1 楼
家庭支持中心※	地区的儿童的委托保育（おねがい会員）、提供保育（おたすけ会員）等互助活动。	TEL 092-589-8088	需申请登录
家庭交流中心※	提供育儿中的家长的交流及休息的场所。	TEL 092-596-1888	
大象广场 ※	提供就学前的孩子及家长能够自由玩耍的空间。	儿童・青年政策科 TEL 092-580-1912	在每个交流活动中心进行

※ 关于利用时间和闭馆日等，请咨询自治团体文化科。

TEL 092-580-1876（英语）E-mail: shakai@city.onojo.fukuoka.jp



項目	内容	窓口	備考
子ども療育支援センター	運動面や集団の中での適応、ことばの発達などに配慮・支援が必要な子どもとその保護者に療育・相談などを行っています。	子ども療育支援センター TEL 092-582-2760	利用を希望される場合は、初回面接の予約を行ってください。
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者の疾病や育児疲れ、出産や看護、冠婚葬祭や出張などで子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設で一定期間預かります。	こども家庭センター TEL 092-580-1964	申込方法等については、こども家庭センターに直接問い合わせてください。
子育て短期支援事業（親子ショートステイ）	育児による疲労があり休息を希望している、または児童の養育方法や関わり方について悩んでいる保護者が親子で宿泊しながら相談支援を受けることができます。 親と子、両方のケアを行う事業です。	こども家庭センター TEL 092-580-1964	申込方法等については、こども家庭センターに直接問い合わせてください。
子育て応援フロア	子育ての悩みや不安についての相談を受けたり、遊びを通じた友達づくりの手伝いをしています。	れいわ子ども情報センター TEL 092-573-8219	すこやか交流プラザ3階
子ども相談センター ※	18歳までの子どもの家庭・学校生活・心身の発達・問題行動や虐待・育児などの相談を受け付けています。	TEL 092-585-2460	市役所2階
親子サロン	乳幼児とその保護者が自由に遊べるサロンや子育てに関する情報があります。	れいわ子ども情報センター TEL 092-501-3339	すこやか交流プラザ1階
ファミリー・サポート・センター ※	地域で子どもを預けたり（おねがい会員）、預かったり（おたすけ会員）する相互援助活動を行っています。	TEL 092-589-8088	登録制
ファミリー交流センター ※	子育て中の人との交流や憩いの場を提供しています。	TEL 092-596-1888	
ぞうさんひろば ※	就学前の親子が自由に遊べるスペースを提供しています。	こども・若者政策課 TEL 092-580-1912	各コミュニティセンターで実施

※ 利用時間・閉館日等については、コミュニティ文化課までお問い合わせください。

TEL：092-580-1876（英語のみ）

E-mail：shakai@city.onojo.fukuoka.jp



残障儿童福祉制度

项 目	窗 口	备 考
残障儿童去往支援	福利服务科 TEL 092-580-1852	详细内容请参照福利服务科窗口配发的手册「はばたき (Habataki)」
轻度中等度聋症的儿童助听器购买费补助金		
自立支援医疗（育成医疗、精神门诊医疗）		



障がい児の福祉制度

項目	窓口	備考
障害児通所支援	福祉サービス課 Tel 092-580-1852	詳しくは、福祉サービス課 窓口で配付している冊子 （はばたき）（日本語）を 参照してください。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成		
自立支援医療（育成医療、精神通院医療）		



高龄者福祉制度

项 目	窗 口	备 考
有关高龄者的看护及服务的咨询	核心地区综合支援中心 TEL 092-501-2306 中央地区综合支援中心 TEL 092-595-6802 东部地区综合支援中心 TEL 092-504-5858 南部地区综合支援中心 TEL 092-589-2632 北部地区综合支援中心 TEL 092-501-3838	
订餐派送服务	健康长寿科 TEL 092-580-1859	详细内容请参照大野城市的网页 https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s047/030/040/050/020/1690.html (日语)
护理用品(纸尿裤)补助服务		
紧急 madoka 呼叫(设置紧急通报装置)		
设置福祉电话		
日常生活用品补助		
Anshin Madoka (老年人信息和通信技术监测) 事业		
Mitsukete Madoka (搜索和识别老年人) 事业		
Kokodayo Madoka (搜索和查找老年人定位) 事业		
为老年人等上门收集不可燃垃圾事业		
住宅改造费助成	看护支援科 TEL 092-580-1860	



高齢者の福祉制度

項目	窓口	備考
高齢者の介護やサービスに関する相談	基幹型地域包括支援センター TEL 092-501-2306 中央地区地域包括支援センター TEL 092-595-6802 東地区地域包括支援センター TEL 092-504-5858 南地区地域包括支援センター TEL 092-589-2632 北地区地域包括支援センター TEL 092-501-3838	
配食サービス	すこやか長寿課 TEL 092-580-1859	詳しくは、大野城市ホームページを参照してください。 https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s047/030/040/050/020/1690.html (日本語)
介護用品(紙おむつ)給付サービス		
福祉電話設置		
あんしんまどか(高齢者 ICT 見守り)事業		
みつけてまどか(高齢者検索身元確認)事業		
ここだよまどか(高齢者等検索位置検索)事業		
高齢者等不燃ごみ等戸別収集事業		
住宅改造費助成	介護支援課 TEL 092-580-1860	



残障者福祉制度

种 类	窗 口	备 考
残障福祉服务	福利服务科 TEL 092-580-1852	详细内容请参照福祉科窗口配发的手册「はばたき (Habataki)」
地域生活支援事业		
辅助用品费补助		
配餐服务		
纸尿裤补助服务		
家庭氧气治疗者的电费补贴		
房屋改造费补贴		
自立支援医疗(康复医疗, 精神门诊医疗)		



高龄者・残障者・残障儿童补助金

补助金种类	内 容	窗 口	备 考
在家长期卧床高龄者等看护补助金	对连续6个月以上在家照顾65岁以上因病长期卧床和老年痴呆症患者的看护人支付补助金。	健康长寿科 TEL 092-501-2306	详细内容请参照大野城市的网页 https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s047/030/040/050/020/1690.html (日语)
外国人高龄者福祉补助金	支付给已登录住民基本台帐, 并在市内居住的外国人高龄者。		对象者为1926年4月1日以前出生的人
特殊残障者补助金	20岁以上居家的重度残障人士, 以及日常生活需要看护者。	福利服务科 TEL 092-580-1852	有收入限制的条件。
残障儿童福祉补助金	支付给20岁以下, 有重度残障儿童, 以及日常生活需要看护的儿童。		
大野城市重度残障者补助金	支付给在宅的重度残障, 没领取特殊残障者补助金或残障儿童福利补助金的人。		
大野城市重度残障者(儿童)看护补助金	支付给在宅经常护理重度残障者(儿童)的人		
外国人残障者福祉补助金	有登录住民基本台帐, 市内外国籍残障居民。		
特殊儿童抚养补助金	该津贴提供给20岁以下患有中度以上精神或身体残疾的儿童抚养者。	育儿支援科 TEL 092-580-1862	津贴金额取决于残疾程度。 ※有收入限制。

障がい者の福祉制度

種 類	窓 口	備 考
障害福祉サービス	福祉サービス課 Tel 092-580-1852	詳しくは、福祉サービス課窓口で配付している冊子「はばたき」（日本語）を参照してください。
地域生活支援事業		
補装具費の給付		
配食サービス		
紙おむつ給付サービス		
在宅酸素療法者電気料金助成		
住宅改造費助成		
自立支援医療（更生医療、精神通院医療）		



高齢者・障がい者・障がい児の手当

手当の種類	内 容	窓 口	備 考
在宅寝たきり高齢者等介護手当	病気で寝たきりとなった65歳以上の人と認知症のある人を家庭で6カ月以上継続して介護している人に支給します。	すこやか長寿課 Tel 092-580-1859	詳しくは、大野城市ホームページを参照してください。 https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s047/030/040/050/020/1690.html （日本語）
外国人高齢者福祉手当	住民基本台帳に記録され、市内に居住している外国人の高齢者に支給します。		対象者は1926年4月1日以前に生まれた人
特別障害者手当	20歳以上の在宅の重度障がい者で、日常生活で常に介護を必要とする人に支給します。	福祉サービス課 Tel 092-580-1852	所得制限あり
障害児福祉手当	20歳未満の重度の障がいのある児童で、日常生活で常に介護を必要とする人に支給します。		
大野城市重度障がい者手当	在宅の重度の障がい者で、特別障害者手当や障害児福祉手当を受給していない人に支給します。		
大野城市重度障がい児（者）介護手当	重度の障がい児（者）を在宅で常時介護している人に支給します。		
外国人障がい者福祉手当	住民基本台帳に記録され、市内に居住している外国人の障がい者に支給します。		
特別児童扶養手当	精神または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している人に手当を支給します。	子育て支援課 Tel 092-580-1862	障がいの程度によって手当額が変わります。 ※所得制限があります。

提供给残障者和残障儿童的设施和服务・社会福利协议会的服务

设施・服务	内 容	备 考
大野城市残障者支援中心 Madoka・Yuipal	为市内在住残障者提供自立所需的生活看护、持续就业支援 B 型等服务。	TEL 092-596-5560
儿童医疗教育支援中心	该中心为需要在体育锻炼、群体适应和语言发展方面得到特殊照顾的儿童, 及其父母/监护人提供相关的育儿指导和咨询。	TEL 092-582-2760 <地点> 健康交流广场 如果您希望使用该服务, 请预约初次面谈。
社会福祉协议会的服务	升降车移送服务业务	对于行走困难、使用轮椅者或处于卧床状态的人提供升降车移送服务业务。
	小型福祉车辆租借业务	对于不使用轮椅等就行走困难的人, 可以租借一种无障碍小型汽车(轻型车), 轮椅可以直接推上车乘坐。
	轮椅借用	向行走困难的人短期借用轮椅。
	电动床借用	向起身困难的人短期借用电动床。
	志愿者中心	各种志愿者的咨询窗口
		事先进行上门调查后登记(每年度更新) 费用: 免费 TEL 092-572-7700 (工作日 8:30 ~ 17:00) 借用期限: 3 个月以内 费用: 免费 TEL 092-572-7700 (工作日 8:30 ~ 17:00) TEL 092-572-5529 (工作日 8:30 ~ 17:00)



▲大野城市残障者支援中心“Madoka・Yuipal”▲



▲移送服务 升降车▲



▲小型福祉车辆租借业务 小型福祉车辆▲

障がい者や障がい児のための施設及びサービス・社会福祉協議会のサービス

施設・サービス	内 容		備 考
大野城市障がい者支援センター まどか・ゆいばる	市内に住んでいる障がい者に対し、自立に必要な生活介護、就労継続支援B型等を提供します。		Tel092-596-5560
子ども療育支援センター	運動面や集団の中での適応、ことばの発達などに配慮・支援が必要な子どもとその保護者に療育・相談などを行っています。		Tel 092-582-2760 ＜場所＞ すこやか交流プラザ 利用を希望される場合は、初回面接の予約を行ってください。
社会福祉協議会のサービス	リフトカー運行事業	歩行が困難で車いすを使用している方や寝たきりの状態にある方をリフトカーで送迎します。	事前に訪問調査を行い登録（年度更新） 費用：無料 Tel 092-572-7700 （平日 8:30～17:00）
	ハンディキャブ貸出事業	車いすなどを使用しなければ歩行が困難な方に、車いすのまま乗ることができるハンディキャブ（軽自動車）を貸出します。	
	車いすの貸出し	歩行が困難な方に、短期間車いすを貸出します。	貸出し期間： 3ヶ月以内 費用：無料 Tel 092-572-7700 （平日 8:30～17:00）
	電動ベッドの貸出し	起き上がりが困難な方に短期間電動ベッドの貸出しをします。	Tel 092-572-7700 （平日 8:30～17:00）
	ボランティアセンター	各種ボランティアの相談窓口	Tel 092-572-5529 （平日 8:30～17:00）



▲大野城市障がい者支援センター まどか・ゆいばる▲



▲移送サービス リフトカー▲



▲ハンディキャブ貸出事業 ハンディキャブ▲

紧急状态

事件・事故等

车祸，犯罪和盗窃发生时 **TEL 110**（警察署）

※发生车祸的场合，不管是多轻微的事故也请按 110 或到附近的警察署与警方联络。



火灾・大伤・急病等

火灾的通报和需要救护车时 **TEL 119**（消防署）

※如果病情或伤势不太严重，不能使用救护车，应该使用出租车或私家车去医院。去医院的时候，需要准备现金和健康保险证。

※在日本，使用救护车是免费的。



使用公共电话通报的方法

◎灰色的电话：取听筒，请按「110」或「119」。

◎绿色的电话：取听筒、先按电话器前面的红色的按钮（SOS），然后请按「110」或「119」。（没有红色的按钮，直接电话号码。）

※紧急时，即使没有硬币或电话卡，也可以按「110」和「119」。

通报例子

事件・事故 110...

◎车祸时……”Jiko desu(发生车祸)”

◎遇到盗窃时……”Dorobou desu(遇到盗窃)”

火灾・大伤・急病 119...

◎火灾时……”Kaji desu(发生火灾)”

◎大伤时……”Ookega desu(受重伤)”

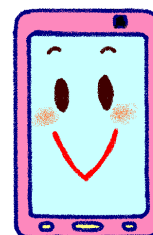
◎急病时……”Kyubyou desu(患急病)”

告诉信息

◎Jusho wa (我的地址是) _____ desu.

◎Namae wa (我的名字是) _____ desu.

◎Denwa bango wa (我的电话号码是) _____ desu.



緊急時

事件・事故など

交通事故や犯罪、盗難にあったとき **TEL 110** (警察署)
※交通事故の場合は、どんな小さな事故でも 110 番するか、
近くの警察署や交番に連絡しましょう。



火災・大けが・急病など

火事の通報や救急車を呼びたいとき **TEL 119** (消防署)
※救急車は、軽い病気やけがのときは利用できませんので、タクシーか自家用車で病院に
移動してください。病院に行くときは、現金と健康保険証を準備しましょう。
※日本では、救急車の利用は無料です。



公衆電話からかけるには…

- ◎灰色の電話から：受話器をあげて「110」または「119」をダイヤル
 - ◎緑色の電話から：受話器をあげて、電話機前面に赤いボタン (SOS) があれば押してから、「110」または「119」をダイヤル
(ボタンがなければ、そのまま番号をダイヤル)
- ※緊急時の「110 番」と「119 番」は、硬貨やテレホンカードがなくてもかけることができます。

通報例

事件・事故 110...

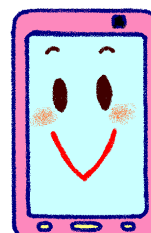
- ◎交通事故のとき……「事故です」
- ◎盗難にあったとき…「泥棒です」

火災・大けが・急病 119...

- ◎火事の時……「火事です」
- ◎大けがの時……「大けがです」
- ◎急病の時……「急病です」

情報を伝える

- ◎住所は、 _____ です。
- ◎名前は、 _____ です。
- ◎電話番号は、 _____ です。



各种咨询

咨询内容	咨询地点	电话号码	受理时间	对应语言	咨询方式
日常生活	大野城市国际交流协会	092-580-1812	原则为星期一、二、四、五 10:00~16:00	日、英	电话, 面谈
	FUKUOKA IS OPEN 中心综合服务窗口 (ACROS 福冈 3 楼)	0120-279-906 (免费咨询)	星期一~星期五、第 3 个星期日、第 4 个星期六(节假日、年末年初除外) 10:00~17:00	日、英、 汉、韩语 等 24 种 语言	电话, 面谈, 网上, 电子邮件
	全球生活支援中心	092-283-8880	星期一~星期五 (星期六、日、节假日除外) 9:00~17:00	日、英 汉、韩 菲、越	电话
日常生活 家庭暴力	NPO 法人 empowerment 福冈	070-5698-7416	10:00~17:00 ◆对应语言 日、英(如需其它语言,请联系我们。)		电话, 面谈
	亚洲女性中心	092-513-7333	◆日语、英语 星期一~星期五 9:00~17:00 ※其他语言请提前咨询。也可提供多语种 在线咨询(LINE)。 		电话
	一般社团法人社会的包容 支援中心(帮助热线)	0120-279-338 (免费电话)	◆日语 24 小时服务 ◆外语 10:00~22:00 ※各语言、星期的受理时间有所不同。 ※提供的语言因星期和时间而异。		电话
在留手续 等	福冈出入国在留管理局 外国人在留综合咨询中心	0570-013-904	星期一~星期五 8:30~17:15	日、英 汉、韩 西	电话, 面谈
	福冈县行政书士会 (会场) ACROS 福冈 3 楼国际广场	092-725-9200	第 1 个星期一 16:30~18:00 第 4 个星期六 13:00~15:30	日、英 汉、韩 日、英 汉	面谈
	(公益财团法人)福冈市国际 交流财团	092-262-1799	第 2 个星期日 13:00~16:30 (受理时间到 15:30 为止)	日、英 汉(其他 语言请 事先咨 询。)	面谈

※对应语言 日……日语 英……英语 汉……汉语 韩……韩国语
西……西班牙语 菲……菲律宾语



相 談

相談内容	相談先	電話番号	受付時間	対応言語	相談形態
生活一般	大野城市国際交流協会	092-580-1812	原則 月・火・木・金 10:00~16:00	日・英	電話・ 面接
	FUKUOKA IS OPEN センター総合受付窓口 (アクロス福岡3階)	0120-279-906 (相談無料)	月~金、第3日曜・ 第4土曜(祝日・年末 年始を除く) 10:00~17:00	日・英・ 中・韓ほか 24言語	電話・面 談・オンラ イン・メー ル
	グローバルライフサポートセンター	092-283-8880	月~金(土・日・祝日 を除く) 9:00~17:00	日・英 中・韓 比・ベトナム 語	電話
生活一般 DV	NPO 法人 エンパワメント福岡	070-5698-7416	平日 10:00~17:00 ◆対応言語 日・英(その他の言語については、 お問い合わせください。)		電話・ 面接
	アジア女性センター (アジアン・ウィメンズ・センター)	092-513-7333	◆日本語・英語 月~金 9:00~17:00 ※その他の言語については、事前 にお問い合わせください。多言語 LINE 相談もできます。 		電話
	一般社団法人社会的包摂サポ ートセンター(よりそいホッ トライン)	0120-279-338 (通話料無料)	◆日本語 24時間受付 ◆外国語 10:00~22:00 ※曜日・時間帯によって対応言語が 異なります。		電話
在留手続 き等	福岡出入国在留管理局 外国人在留総合インフォメー ションセンター	0570-013904	月~金 8:30~17:15	日・英 中・韓 西	電話・ 面接
	福岡県行政書士会 <会場> アクロス福岡3階こくさいひ ろば	092-725-9200	第1月曜 16:30~18:00 第4土曜 13:00~15:30	日・英 中・韓 中	面接
	(公財)福岡よかトピア国際 交流財団	092-262-1799	第2日曜 13:00~16:30 (受付は15:30で 締め切ります。)	日・英・ 中(その他の 言語につい ては事前に お問い合わせ ください。)	面接

※対応言語 日……日本語 英……英語 中……中国語 韓……韓国語
西……スペイン語 比……フィリピン語



咨询内容	咨询处	电话号码	受理时间	对应语言	咨询方式
医疗信息	福冈县急救医疗信息中心	092-471-0099 #7119	24 小时服务	日	电话
	福冈国际医疗支援中心	092-286-9595	24 小时服务	日、英、汉、 韩语等 21 种 语言	电话
法律咨询	福冈县律师协会 外国人免费法律咨询	092-737-7555	◆预订时间（节假日以外） 第 2 个星期五： 10：00~13：00（日、汉） 第 4 个星期五： 10：00~13：00（日、英、汉） 其他的星期一~星期五： 10：00~16：00（日） ◆咨询时间 第 2、4 个星期五（节假日以外） 13：00~16：00		面谈 (要预约)
	(公益财团法人) 福冈市国际交流财团	092-262-1799	举办日（要预约） 第 1 个星期六 第 3 个星期三	根据需要 可安排翻 译。请在预 约时提出。	面谈
人权咨询	FUKUOKA IS OPEN 中心综合服务窗口 (ACROS 福冈 3 楼)	0120-279-906 (免费咨询)	星期一~星期五、第 3 个星期日, 第 4 个 星期六(节假日、年末 年初除外) 10: 00~17: 00	日、英、汉、 韩语等 24 种语言	电话, 面谈, 网上, 电子邮件
	法务省 外语人权咨询热线	0570-090-911	星期一~星期五(节 假日、年末年初除 外) 9: 00~17: 00	汉、英、韩、 菲、葡萄牙 语、越南语 中文、英文、 韩文、西班牙 语、菲律宾 语、葡萄牙 语、越南语、 尼泊尔语、 印度尼西亚 语、泰语。	电话
(通过民间的提供多言语电话翻译服务事业者后, 交接法务局和地方法务局。)					
劳动咨询	外国人劳动者咨询处 (福冈劳动局监察科内)	092-411-4862	◆日语 星期一~星期五 ◆英语 星期二 第 2、4 个星期 四 (每月 4 次) 9: 00~16: 00 ※如果希望面谈, 请事先电话联系。		电话, 面谈
留学生的 生活咨询 (就业等)	福冈县留学生支援中心	092-725-9201	10: 00~19: 00 ◆闭馆日 12月29日~1月3日	日、英 汉、韩	电话, 面谈
心理辅导	(公益财团法人) 福冈市国际交流财团	092-262-1799	◆星期一 8: 45~17: 45 ◆星期二 8: 45~11: 45 ◆星期四 8: 45~12: 45 ※面谈时间每次 60 分 钟为止 (要预约)		日、英 面谈

※对应语言 日……日语 英……英语
汉……汉语 韩……韩国语
菲……菲律宾语



相談内容	相談先	電話番号	受付時間	対応言語	相談形態
医療情報	福岡県救急医療情報センター	092-471-0099 #7119	24 時間体制	日	電話
	ふくおか国際医療サポートセンター	092-286-9595	24 時間体制	日・英 中・韓ほか 21 言語	電話
法律相談	福岡県弁護士会 外国人無料法律相談	092-737-7555	◆予約受付（祝祭日を除く） 第2金曜日： 10：00～13：00（日・中） 第4金曜日： 10：00～13：00（日・英・中） その他の月～金： 10：00～16：00（日） ◆相談日 第2・4金曜（祝祭日を除く） 13：00～16：00		面接 (要予約)
	(公財) 福岡よかトピア国際 交流財団	092-262-1799	開催日(要予約) 第1土曜 第3水曜	必要に応じて通訳手 配。予約時 に依頼。	面談
人権相談	FUKUOKA IS OPEN セ ンター総合受付窓口 (アクロス福岡3階)	0120-279-906 (相談無料)	月～金、第3日曜・ 第4土曜(祝日・年末 年始を除く) 10：00～17：00	日・英・ 中・韓ほか 24 言語	電話・面 談・オンラ イン・メー ル
	法務省 外国語人権相談ダ イヤル	0570-090-911	月～金(祝日・年末年 始を除く) 9：00～17：00	中・英・韓・ 西・比・ポ ルトガル 語・ベトナ ム語・ネパ ール語・イ ンドネシア 語・タイ語	電話
	(この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、法務局・地方法務局につながります。)				
労働相談	外国人労働者相談コーナー (福岡労働局監督課内)	092-411-4862	◆日本語 月～金 ◆英語 火曜 第2・4木曜 (月4回) 9：00～16：00 ※面談を希望の場合は、事前に電話 連絡をしてください。		電話・ 面談
留学生の 生活相談 (就職等)	福岡県留学生サポートセン ター運営協議会	092-725-9201	10：00～19：00 ◆休館日 12月29～1月3 日	日・英 中・韓	電話・ 面談
心理カウ ンセリン グ	(公財) 福岡よかトピア国際 交流財団	092-262-1799	◆月曜 8：45～17：45 ◆火曜 8：45～11：45 ◆木曜 8：45～12：45 ※相談時間は1回 60分まで (要予約)	日・英	面談



※対応言語 日……日本語 英……英語
中……中国語 韓……韓国語
比……フィリピン語

生活礼仪

■ 注意噪音

由于在早晨或深夜里大声喧哗，或把电视和收音机的声量调得过高将给周围人带来困扰，请注意这样的行为。作为生活在这个地区的一员，请遵守生活上的礼仪。

■ 公共场所

使用公园或公共设施等时，请遵守使用规则。使用后请把地方整理与清扫好，为下一位使用的人着想。请把垃圾带回家。

■ 禁止乱丢垃圾和烟头

不准把烟头、口香糖、空罐以及其它垃圾等扔到马路上或是垃圾桶以外的地方。吸烟者请随身携带便携式烟灰缸，注意不要打扰您周边的人。

特别是，边走边吸烟或骑自行车吸烟对于周围的人非常危险，会让他们觉得不愉快，绝对不可做这样的行为。

■ 自行车·电动滑板车

骑自行车或电动滑板车时，请遵守以下事项。

- ① 自行车和电动滑板车都是车辆。靠车道左侧行驶。
(特殊情况时在人行道上骑行例外。)
- ② 在路口，请遵守交通信号灯和停车标志，并确保安全。
- ③ 夜间骑行要开灯。
- ④ 禁止酒后驾驶。
- ⑤ 佩戴头盔。
- ⑥ 骑行时请勿操作手机、打伞等。
- ⑦ 为能够听到周围的声音，驾驶时不得佩戴耳机或头戴式耳机。
- ⑧ 请勿将自行车停放在公共场所。(经过一定时间警告后，将被强制撤走。)

その他

生活上のマナー

■騒音に注意しましょう

早朝や深夜に大声で騒いだり、テレビや音楽の音を大きくしたりすると、周りの人の迷惑になるので注意しましょう。

地域社会の一員として生活するため、ご協力をお願いします。

■公共の場所

公園等の公共施設などを使うときは、それぞれの使用ルールに従いましょう。後から使う人のことを考えて、きちんと片付けや清掃を行い、ごみは必ず持ち帰りましょう。

■たばこやごみのポイ捨て禁止

たばこの吸い殻やガム、空き缶、その他のごみなどを路上やごみ箱以外の場所に捨ててはいけません。たばこを吸う人は、携帯用の吸い殻入れを持ち歩き、周囲の人の迷惑にならないように気をつけましょう。

特に、歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙は、周囲の人に非常に危険だけでなく、周囲の人にたばこの煙で不快な思いをさせてしまいますので、絶対にやめましょう。

■自転車・電動キックボード

自転車や電動キックボードに乗る時は、次のことを守りましょう。

①自転車や電動キックボードは車両です。車道の左側を通行します。

（歩道の走行は、例外です。）

②交差点では、信号と一時停止を守って、安全確認します。

③夜間はライトを点灯します。

④飲酒運転は禁止です。

⑤ヘルメットを着用します。

⑥スマートフォン操作、傘さしなどの運転はしない。

⑦周囲の音が聞こえるようにするため、イヤフォンやヘッドフォンを着用しての運転はしない。

⑧自転車を公共の場所に放置しない。（一定期間の警告で撤去されます。）

大家一起消除迷惑行为

■消除迷惑行为

为打造一个让所有人能够感受到舒适的生活环境，大野城市制定并颁布了【大野城市确保舒适生活环境消除迷惑行为条例】，以下 13 项被定义为迷惑行为。

为了防止迷惑行为，大家都应该相互理解体谅，更重要的是要意识到【不做·不允许他人去做】任何迷惑行为的事情。共同创造一个遵守礼仪和道德并舒适的生活环境。

■条例定义的 13 项迷惑行为

- ①乱扔垃圾
- ②随便丢弃宠物粪便
- ③自行车危险驾驶
- ④自行车乱停乱放
- ⑤公共场所乱涂乱画
- ⑥违反垃圾处理规定
- ⑦空地放置杂草等
- ⑧深夜大声喧哗
- ⑨植物等围墙阻碍道路交通
- ⑩不负责任的喂养
- ⑪非法丢弃电视和家具等
- ⑫露天焚烧垃圾
- ⑬机动车危险驾驶

遵守礼仪和规则吧



自愿者日语教室

にほんご ♪

■大野城市内的日语教室

教室名称	星期・时间・会场	内容	参加费・咨询处
语言的交流广场	星期六 (每月 2~3 次) 9:30~12:00 中央社区交流中心	日语 初级、中级讲座 通过体验日本文化,跟日本人的员工交流	年费 6,000 日元 (可途中参加)
			大野城市国际交流协会 事務局 TEL: 090-2067-3173 E-mail: begin@city.onojo.fukuoka.jp (日语・英语)
日语教室 kinsyai	每周星期四 (第五个星期四及节假日除外) 10:10~11:40 综合福祉中心	让我们一起学习简单的常用日语	月费 600 日元 担当 平山 TEL: 080-3883-5246 E-mail: across10415@outlook.com

■大野城市及近郊的日语教室`

大野城市网页上,介绍了在大野城市及近郊举办“自愿者日语教室”的信息。

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s021/020/120/010/010/4347.html>

みんなでなくそう迷惑行為

■迷惑行為をなくすために

大野城市では、誰もが快適で住みよいまちを目指し、「大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」を制定し、以下の13項目を迷惑行為として定めています。

迷惑行為を防止するためには、一人一人が思いやりの気持ちを持ち、他人の迷惑になることを「しない・させない」意識が大切です。マナーやモラルを守り、誰もが暮らしやすいまちをつくっていきましょう。

■条例で定める迷惑行為 13 項目

- ①ごみのポイ捨て
- ②ペットのふんの放置
- ③自転車の危険運転
- ④自転車の迷惑駐輪
- ⑤落書き
- ⑥ごみ出しルール違反
- ⑦あき地の雑草などの放置
- ⑧深夜に大声で騒ぐ
- ⑨生垣などの道路へのはみ出し
- ⑩無責任な餌やり
- ⑪テレビや家具などの不法投棄
- ⑫ごみの野外焼却
- ⑬自動車の迷惑走行

マナーやルールを守りましょう



ボランティアによる日本語教室

にほんご♪

■大野城市内の日本語教室

教室名	曜日・時間・会場	内容	参加費・問い合わせ先
ことばの交流ひろば	土曜日 (月に2~3回) 9:30~12:00 中央コミュニティセンター	日本語 初級・中級講座 日本文化体験を通じた日本人スタッフとの交流	年6,000円(途中参加可)
			大野城市国際交流協会 事務局 TEL: 090-2067-3173 E-mail: begin@city.onojo.fukuoka.jp (日本語・英語)
にほんご教室 きんしゃい	毎週木曜日 (第5木曜日及び祝日はお休み) 10:10~11:40 総合福祉センター	やさしい生活日本語を一緒に学びましょう。	月600円 担当: 平山 TEL: 080-3883-5246 E-mail: across10415@outlook.com

■大野城市及び近郊の日本語教室

大野城市及び近郊で開かれている「ボランティアによる日本語教室」を大野城市ホームページで紹介しています。

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/s021/020/120/010/010/4347.html>

各设施电话号码

公共设施等

名称	电话号码	名称	电话号码
大野城市政府	092-501-2211	大野城 Ikoi 之森林野营场	092-595-2110
市民健康交流广场 (健康咨询)	092-501-2222	大野城 Ikoi 之故乡	092-596-3455
大野城 Madokapia (市文化综合设施)	092-586-4000	儿童疗育支援中心 (市民健康交流广场)	092-582-2760
Madoka park (大野城综合公园) 综合体育馆	092-503-0021	儿童咨询中心 (市政府新楼2楼)	092-585-2460
大野城心灵之乡博物馆	092-558-5000	春日大野城回收利用广场	092-596-7066
综合福祉中心	092-572-7700	大野城环境处理中心	092-596-5943
高龄者生活援助中心	092-582-0221	Clean·Ene·Park 南部	092-433-8234 (预约专用)

社区中心

名称	电话号码	名称	电话号码
南部合伙活动支援中心 (NPO 法人共计之城大野城)	092-596-0686	南部地区行政中心	092-596-0917
中央合伙活动支援中心 (NPO 法人共计之城大野城)	092-573-3127	中央地区行政中心	092-573-3151
东部合伙活动支援中心 (NPO 法人共计之城大野城)	092-504-1428	东部地区行政中心	092-504-1433
北部合伙活动支援中心 (NPO 法人共计之城大野城)	092-513-0099	北部地区行政中心	092-513-0226
南部地区社区运营协会	092-596-1044	东部地区社区运营协会	092-504-1430
中央地区社区运营协会	092-573-3150	北部地区社区运营协会	092-513-0202

※合伙活动支援中心 (NPO 法人共计之城大野城)

……社区中心各种设施的租借、受理学校开放设施、附近公园的使用申请等。

※地区行政中心……发行住民票等各种证明书、收缴自来水费等业务、市政府的综合业务窗口上门服务。

※各地区社区运营协会……作为自助组织，主导地区建设和发展。

各施設電話番号

公共施設など

名 称	電話番号	名 称	電話番号
大野城市役所	092-501-2211	大野城いこいの森キャンプ場	092-595-2110
すこやか交流プラザ (健康相談含む)	092-501-2222	大野城いこいの里	092-596-3455
大野城まどかぴあ	092-586-4000	子ども療育支援センター (すこやか交流プラザ)	092-582-2760
まどかパーク(大野城総合公園) 総合体育館	092-503-0021	子ども相談センター (市役所新館2階)	092-585-2460
大野城心のふるさと館	092-558-5000	春日大野城リサイクルプラザ	092-596-7066
総合福祉センター	092-572-7700	大野城環境処理センター	092-596-5943
高齢者生きがい創造センター	092-582-0221	クリーン・エネ・パーク南部	092-433-8234 (予約専用)

コミュニティセンター

名 称	電話番号	名 称	電話番号
南パートナーシップ活動支援センター(NPO 法人共働のまち大野城)	092-596-0686	南地域行政センター	092-596-0917
中央パートナーシップ活動支援センター(NPO 法人共働のまち大野城)	092-573-3127	中央地域行政センター	092-573-3151
東パートナーシップ活動支援センター(NPO 法人共働のまち大野城)	092-504-1428	東地域行政センター	092-504-1433
北パートナーシップ活動支援センター(NPO 法人共働のまち大野城)	092-513-0099	北地域行政センター	092-513-0226
南地区コミュニティ運営協議会	092-596-1044	東地区コミュニティ運営協議会	092-504-1430
中央地区コミュニティ運営協議会	092-573-3150	北地区コミュニティ運営協議会	092-513-0202

※パートナーシップ活動支援センター(NPO 法人共働のまち大野城)

……コミュニティセンターの施設貸出、学校開放施設・近隣公園の利用受付などを行っています。

※地域行政センター……住民票など各種証明書の発行、水道料金などの預かり業務、市役所の総合窓口の出張サービスなどを行っています。

※各地区コミュニティ運営協議会……自助組織として地域のまちづくりを主体的に行っています。

公民馆・集会所

名称	电话号码	名称	电话号码
牛颈公民馆	092-596-3513	井之口公民馆	092-503-5384
若草公民馆	092-596-0065	中公民馆	092-504-0258
平野台公民馆	092-596-3539	乙金公民馆	092-504-1870
月之浦公民馆	092-595-7147	乙金台公民馆	092-503-9793
南丘1区公民馆	092-596-3108	乙金东公民馆	092-503-8812
南丘2区公民馆	092-596-3501	大池公民馆	092-504-1386
Tsutsuji 丘公民馆	092-596-0027	上筒井公民馆	092-571-4116
上大利公民馆	092-596-4686	下筒井公民馆	092-571-4115
中大利公民馆	092-571-4322	山田公民馆	092-571-4386
下大利公民馆	092-571-6367	杂餉隈町公民馆	092-591-6074
东大利公民馆	092-591-8943	荣町公民馆	092-572-8665
下大利团地公民馆	092-573-8440	仲岛公民馆	092-572-1147
白木原公民馆	092-571-4403	畑诘公民馆	092-571-0460
瓦田公民馆	092-571-4453	白木原集会所	092-584-3422
釜盖公民馆	092-503-0022	中集会所	092-504-7321

公民館・集会所

名 称	電話番号	名 称	電話番号
牛頸公民館	092-596-3513	井の口公民館	092-503-5384
若草公民館	092-596-0065	中公民館	092-504-0258
平野台公民館	092-596-3539	乙金公民館	092-504-1870
月の浦公民館	092-595-7147	乙金台公民館	092-503-9793
南ヶ丘1区公民館	092-596-3108	乙金東公民館	092-503-8812
南ヶ丘2区公民館	092-596-3501	大池公民館	092-504-1386
つつじヶ丘公民館	092-596-0027	上筒井公民館	092-571-4116
上大利公民館	092-596-4686	下筒井公民館	092-571-4115
中大利公民館	092-571-4322	山田公民館	092-571-4386
下大利公民館	092-571-6367	雑餉隈町公民館	092-591-6074
東大利公民館	092-591-8943	栄町公民館	092-572-8665
下大利団地公民館	092-573-8440	仲島公民館	092-572-1147
白木原公民館	092-571-4403	畑詰公民館	092-571-0460
瓦田公民館	092-571-4453	白木原集会所	092-584-3422
釜蓋公民館	092-503-0022	中集会所	092-504-7321

国家・县的设施

名称	电话号码	名称	电话号码
福岡县政府	092-651-1111	県文化综合设施	092-584-1212
筑紫综合政府部门 筑紫保健福祉环境事务所	092-513-5581	筑紫税务署	092-923-1400
那珂県土整備事务所	092-513-5561	筑紫県税事务所	092-513-5573
流域下水道事务所	092-513-5590		

警察・消防

名称	电话号码	名称	电话号码
警察署	110 (免费电话)	消防 (救急・火灾)	119 (免费电话)

交通

名称	电话号码	名称	电话号码
J R 博多站	092-431-0202	西铁福岡 (天神) 站	092-761-6871
西铁客户中心	0570-00-1010		

邮局・电报

名称	电话号码	名称	电话号码
博多南邮局	0570-943-738	筑前大野邮局	092-591-2904
大野诚牛颈邮局	092-596-6123	中简易邮局	092-503-8800
东大野邮局	092-504-0988	大野诚下大利邮局	092-581-8941
大野山田邮局	092-581-8938	大野诚南丘邮局	092-596-3662
电报	115 (无局号)		

学校

名称	电话号码	名称	电话号码
大野小学	092-581-1027	御笠之森林小学	092-504-1431
大野北小学	092-581-1501	月之浦小学	092-595-6776
大野南小学	092-596-1223	大野中学	092-581-0153
大野东小学	092-503-7160	大野东中学	092-503-5101
大利小学	092-596-3092	大利中学	092-596-2911
平野小学	092-596-5711	平野中学	092-596-6501
大城小学	092-503-6332	御陵中学	092-503-2901
下大利小学	092-501-8722	筑紫中央高等学校	092-581-1470

国・県の施設

名 称	電話番号	名 称	電話番号
福岡県庁	092-651-1111	クローバープラザ	092-584-1212
筑紫総合庁舎 筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5581	筑紫税務署	092-923-1400
那珂県土整備事務所	092-513-5561	筑紫県税事務所	092-513-5573
流域下水道事務所	092-513-5590		

警察・消防

名 称	電話番号	名 称	電話番号
警察署	110 (通話料無料)	消防 (救急・火災)	119 (通話料無料)

交 通

名 称	電話番号	名 称	電話番号
JR博多駅	092-431-0202	西鉄福岡 (天神) 駅	092-761-6871
西鉄お客さまセンター	0570-00-1010		

郵便局・電報

名 称	電話番号	名 称	電話番号
博多南郵便局	0570-943-738	筑前大野郵便局	092-591-2904
大野城牛頸郵便局	092-596-6123	中簡易郵便局	092-503-8800
東大野郵便局	092-504-0988	大野城下大和郵便局	092-581-8941
大野山田郵便局	092-581-8938	大野城南ケ丘郵便局	092-596-3662
電報	115 (局番なし)		

学 校

名 称	電話番号	名 称	電話番号
大野小学校	092-581-1027	御笠の森小学校	092-504-1431
大野北小学校	092-581-1501	月の浦小学校	092-595-6776
大野南小学校	092-596-1223	大野中学校	092-581-0153
大野東小学校	092-503-7160	大野東中学校	092-503-5101
大和小学校	092-596-3092	大和中学校	092-596-2911
平野小学校	092-596-5711	平野中学校	092-596-6501
大城小学校	092-503-6332	御陵中学校	092-503-2901
下大和小学校	092-501-8722	筑紫中央高等学校	092-581-1470

保育所

名称	电话号码	名称	电话号码
大野北保育所	092-580-8522	大城保育园	092-504-1421
大野南保育所	092-571-3233	Yasashii 保育园	092-915-1221
筒井保育所	092-585-6824	大利保育园	092-558-7640
瑞穗保育所	092-581-5904	Hijiri 保育园	092-589-2323
乙金保育园	092-503-4000	Tanoshii 保育园	092-558-4164
南丘保育园	092-596-0218	Cosmosu 幼儿园	092-558-4614
Nozomi 爱儿园	092-582-4656	御笠之森林保育园	092-504-1212
Rhythm 保育园	092-572-6455	御笠川保育园 [小规模保育事业所]	092-580-9555
平野保育园	092-596-6200	自身未来保育园下大利 [小规模保育事业所]	092-558-1850

认证儿童园

名称	电话号码	名称	电话号码
大野幼儿园	092-572-8662	筑紫幼儿园	092-596-4959
大野东幼儿园	092-503-2895		

幼儿园

名称	电话号码	名称	电话号码
大野南幼儿园	092-596-0160	南丘第二幼儿园	092-596-2907
御笠幼儿园	092-591-2413	月之浦幼儿园	092-595-2580
南丘幼儿园	092-596-2974	日和香幼儿园	092-581-8702

儿童保育所（留守家庭儿童保育所）

名称	电话号码	名称	电话号码
大野小儿童保育所	092-573-0894	下大利小儿童保育所	092-501-6223
大野南小儿童保育所	092-595-0939	御笠之森林小儿童保育所	092-504-1415
大野北小儿童保育所	092-573-0895	平野小儿童保育所	092-596-4269
大野东小儿童保育所	092-503-3452	大城小儿童保育所	092-503-8423
大利小儿童保育所	092-596-4270	月之浦小儿童保育所	092-596-7112

保育所

名 称	電話番号	名 称	電話番号
大野北保育所	092-580-8522	大城保育園	092-504-1421
大野南保育所	092-571-3233	やさしい保育園	092-915-1221
筒井保育所	092-585-6824	おおり保育園	092-558-7640
みずほ保育所	092-581-5904	ひじり保育園	092-589-2323
乙金保育園	092-503-4000	たのしい保育園	092-558-4164
南ヶ丘保育園	092-596-0218	こすもすナーサリースクール	092-558-4614
のぞみ愛児園	092-582-4656	みかさの森保育園	092-504-1212
リズム保育園	092-572-6455	みかさがわ保育園 [小規模保育事業所]	092-580-9555
平野保育園	092-596-6200	じぶんみらい保育園下大利 [小規模保育事業所]	092-558-1850

認定こども園

名 称	電話番号	名 称	電話番号
大野幼稚園	092-572-8662	筑紫幼稚園	092-596-4959
大野東幼稚園	092-503-2895		

幼稚園

名 称	電話番号	名 称	電話番号
大野南幼稚園	092-596-0160	南ヶ丘第二幼稚園	092-596-2907
みかさ幼稚園	092-591-2413	月の浦幼稚園	092-595-2580
南ヶ丘幼稚園	092-596-2974	日和香幼稚園	092-581-8702

ランドセルクラブ（留守家庭児童保育所）

名 称	電話番号	名 称	電話番号
大野小ランドセルクラブ	092-573-0894	下大利小ランドセルクラブ	092-501-6223
大野南小ランドセルクラブ	092-595-0939	御笠の森小ランドセルクラブ	092-504-1415
大野北小ランドセルクラブ	092-573-0895	平野小ランドセルクラブ	092-596-4269
大野東小ランドセルクラブ	092-503-3452	大城小ランドセルクラブ	092-503-8423
大利小ランドセルクラブ	092-596-4270	月の浦小ランドセルクラブ	092-596-7112

急救医院

医疗机关名称	诊疗科目	地址	电话号码
原医院	内科・胃肠内科・脑神经内科・循环器内科・康复科・放射线科・糖尿病内科	大野城市 白木原 5-1-15	092-581-1631
樋口医院	内科・循环器内科・皮肤科・泌尿器科・肾内科・糖尿病内科・消化内科・形成外科・变态反应科・放射线科・康复科	春日市 红叶丘东 1-86	092-572-0343
福岡徳洲会医院	内科・呼吸器内科・循环器内科・消化内科・神经内科・皮肤科・变态反应科・风湿免疫科・小児科・心理内科・外科・消化外科・心血管外科・泌尿器科・肛門外科・脑神经外科・整形外科・形成外科・眼科・耳鼻喉科・康复科・放射线科・精神科・麻醉科・齿科・儿童牙科・齿科口腔外科	春日市 须玖北 4-5	092-573-6622
诸冈整形外科医院	整形外科・康复科・风湿免疫科・麻醉科	那珂川町 片绳 3-81	092-952-8888
ちくし (Chikushi) 那珂川医院	内科、消化内科、呼吸内科、呼吸外科、外科、康复科、糖尿病内科、循环器内科	那珂川市仲 2-8-1	092-555-8835
济生会二日市医院	内科・肾内科・泌尿器内科・血液内科・消化内科・循环器内科・消化外科・脑神经内科・皮肤科・美容皮肤科・胶原病内科・血管外科・外科・呼吸外科・泌尿器科・脑神经外科・整形外科・形成外科・美容整形科・康复科・放射线科・麻醉科・救急科・综合内科	筑紫野市 汤町 3-13-1	092-923-1551
福岡大学筑紫医院	内科・循环器内科・肾内科・内分泌糖尿病内科・呼吸器内科・消化内科・脑神经内科・小児科・外科・消化外科・呼吸外科・乳腺外科・整形外科・形成外科・风湿免疫科・脑神经外科・皮肤科・泌尿器科・眼科・耳鼻喉科・放射线科・救急科・麻醉科・康复科・病理科	筑紫野市 俗明院 1-1-1	0570-02-7777

※有关医疗机关和节假日及夜间值班医生的信息，请参见下面的网站。

【市 HP】

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/020/011/index.html> (日语)

【春日・大野城・那珂川消防本部】

<https://fukuoka.kon119.or.jp/toubani/index.html> (日语)

【筑紫野・太宰府消防本部】

<https://www.chikutal19.jp/hospital/menuhosp.html> (日语)

【筑紫医師会】

https://www.ishikai.org/medical_institution/jikangai/ (日语)

救急病院

医療機関名	診療科目	住所	電話番号
原病院	内科、胃腸内科、脳神経内科、循環器科、リハビリテーション科、放射線科、糖尿病内科	大野城市 白木原 5-1-15	092-581-1631
樋口病院	内科、循環器内科、皮膚科、泌尿器科、腎臓内科、糖尿病内科、消化器内科、形成外科、アレルギー科、放射線科、リハビリテーション科	春日市紅葉ヶ 丘東 1-86	092-572-0343
福岡徳洲会病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、皮膚科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、心療内科、外科、消化器外科、心臓・血管外科、泌尿器科、こう門外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、麻酔科、歯科、心臓血管外科、小児歯科、歯科口腔外科、	春日市 須玖北 4-5	092-573-6622
諸岡整形外科病院	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科、麻酔科	那珂川町 片縄 3-81	092-952-8888
ちくし那珂川病院	内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科、外科、リハビリテーション科、糖尿病内科、循環器内科	那珂川市仲 2-8-1	092-555-8835
済生会二日市病院	内科、腎臓内科、糖尿病内科、血液内科、消化器内科、循環器内科、消化器外科、脳神経内科、皮膚科、美容皮膚科、膠原病内科、血管外科、外科、呼吸器外科、泌尿器科、脳神経外科、整形外科、形成外科、美容外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、総合内科	筑紫野市 湯町 3-13-1	092-923-1551
福岡大学筑紫病院	内科、循環器内科、腎臓内科、内分泌・糖尿病内科、呼吸器内科、消化器内科、脳神経内科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、リウマチ科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、救急科、麻酔科、リハビリテーション科、病理診断科	筑紫野市 俗明院 1-1-1	0570-02-7777

※医療機関及び休日・夜間の当番医については下記 HP をご覧ください。

【市 HP】

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/020/011/index.html>（日本語）

【春日・大野城・那珂川消防本部】

<https://fukuoka.kon119.or.jp/toubani/index.html>（日本語）

【筑紫野・太宰府消防本部】

<https://www.chikuta119.jp/hospital/menuhosp.html>（日本語）

【筑紫医師会】

https://www.ishikai.org/medical_institution/jikangai/（日本語）

問 診 表

問 診 票 (中国語 (簡体字))

选择 (☑) 所有符合选项

年 月 日

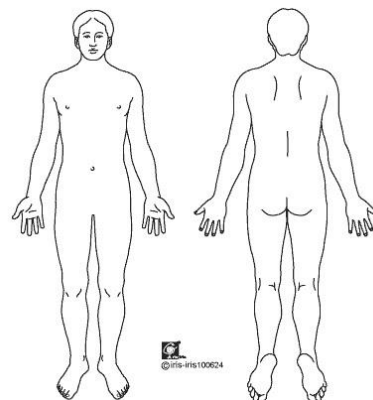
姓名 名前	出生年月日 生年月日 ____年 ____月 ____日 (____岁才)
地址 住所 电话号码 電話番号	性别 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
是否有健康保险 健康保険を持っていますか <input type="checkbox"/> 无 無い <input type="checkbox"/> 有 有る	国籍

◆ 有什么症状? どうしましたか

- 发烧 (____℃) 熱がある
- 耳鸣 耳鳴り
- 鼻塞 鼻づまり
- 咳嗽 咳
- 血痰 血痰
- 胸痛 胸痛
- 胸部憋闷 胸がしめつけられる
- 气喘 息切れ
- 背痛 背痛
- 打嗝 げっぷ
- 呕吐 嘔吐
- 腹泻 下痢
- 腰痛 腰痛
- 排尿困难 尿がでにくい
- 尿不尽 残尿感
- 肌肉痛* 筋肉痛*
- 肩酸 肩こり
- 昏迷 失神
- 疲劳 疲れる
- 失眠 眠れない
- 烦躁 イライラする
- 麻痹* しびれ*
- 颤抖* ふるえ*
- 发疹子* 発疹*

- 头痛 頭痛
- 鼻涕 鼻汁
- 口渴 口が渇く
- 咽喉痛 のどの痛み
- 痰 痰
- 心悸 動悸
- 胸闷 胸が苦しい
- 哮喘 ぜいぜいヒューヒュー
- 胃灼热 胸やけ
- 恶心 吐き気
- 腹痛* 腹痛*
- 便秘 便秘
- 尿频 頻尿
- 排尿疼痛 排尿痛
- 血尿 血尿
- 关节痛* 関節痛*
- 眩晕 めまい
- 浮肿* むくみ*
- 发倦 だるい
- 不安 何か不安
- 盗汗 寝汗
- 行走困难 歩きにくい
- 语言障碍 話しにくい
- 其他* その他*

*在符合的位置画圈。
*その箇所に丸印を付けてください



是否了解原因? 原因として思い当たることはありますか

不了解 ない 了解 ある (_____)

从何时开始有此症状? それはいつ頃からですか

从 ____年 ____月 ____日 开始から

希望进行检查 検査希望

- 胃镜 胃カメラ 肠镜 大腸カメラ
- 超声波 エコー 心电图 心電図
- x-光 レントゲン 验血 血液検査

是否希望接种疫苗 インフルエンザ予防接種希望

◆ 是否有食欲 食欲はありますか

无 無い 有 有る

◆ 是否有药物或者食品过敏现象? 薬や食物等でアレルギーを生じたことがありますか

无 無い 有 有る → 药 薬 食物 食べ物 其他 その他

◆ 现在是否在服用其他药物? 現在飲んでいる薬はありますか

无 無い 有 有る → 请出示所服用药物. 持っていれば見せてください

(请翻至下一页)→

◆ 女性患者 女性の方への質問です

是否怀孕中、或者有怀孕打算？ 妊娠していますか、またその可能性はありますか

不是 いいえ 是的 はい → 个月 月

最近一次来月经是 最近の月経は

 月 日 ~ 月 日

规则的 規則的 不規則 不規則 闭经 閉経

是否哺乳期 授乳中ですか

不是 いいえ 是 はい

◆ 是否吸烟？ タバコを吸いますか

不 いいえ 是的 はい → 1日 本 一天 根

曾经吸烟 前は吸っていた →
从 岁才 ~ 到 岁才

◆ 是否饮酒 お酒を飲みますか

不 いいえ 是的 はい → 每天 毎日 一周 回 回

月 月 回 回

◆ 病史 過去にどのような病気をしましたか

脑病 脳の病気

肺病 肺の病気

胃肠病 胃腸の病気

肝病 肝臓の病気

心脏疾病 心臓の病気

肾病 腎臓の病気

结核 結核

糖尿病 糖尿病

哮喘 喘息

高血压 高血圧症

高血脂 高脂血症

甲状腺疾病 甲状腺の病気

泌尿系统疾病 泌尿器科の病気

风湿病 リウマチ

遗传性皮炎 アトピー性皮膚炎

癌症 癌

其他 その他

* 是否已治愈？ その病気は治りましたか

没有 いいえ 是的 はい

◆ 家人中是否有人患有以下疾病？ 家族で次の病気をした人がいますか

脑病 脳の病気

心脏疾病 心臓の病気

肝病 肝臓の病気

结核 結核

糖尿病 糖尿病

哮喘 喘息

高血压病 高血圧症

癌症 癌

◆ 是否接受过手术 手術を受けたことがありますか

没有 いいえ 有 はい

◆ 是否进行过输血 輸血を受けたことがありますか

没有 いいえ 有 はい

◆ 对诊察有何期望？ 診察についてご希望はありますか

~感谢您的配合，即将为您诊疗，请稍后~
~ご協力ありがとうございました。診察まで少々お待ちください~



2026年4月编纂出版

大野城市 故乡繁荣科

大野城市曙町2-2-1

TEL 092-580-1876 (直通) FAX 092-573-7791

E-mail: shakai@city.onojo.fukuoka.jp

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/>